

タイの地方自治

～第2編 歴史・国家統治機構

・地方財政制度・税制編～



はじめに

タイ王国（Kingdom of Thailand。以下単に「タイ」という。）は、インドシナ半島の中央部・東南アジアの西部に位置し、北部から西部にかけてはミャンマー、北東部はラオス、東南部はカンボジア、南部はマレーシアと国境を接し、面積は 513,120 km²で日本の約 1.4 倍である。人口は、日本の約半分の 6,841 万人である（2017 年）。

タイの政治体制は、国王を元首とした立憲君主制の国家である。

タイの情勢に目を向けると、2006 年、軍によるクーデターによりタクシン政権が終焉し、アピシット（反タクシン派）政権となつた。その後、2011 年にはインラック（親タクシン派）政権が選挙により発足したが、2014 年、軍によるクーデターが再度発生するなど、不安定な情勢の中、バンコク都内のデモ拠点では、銃撃によって死傷者が発生し、緊張が高まつた。同年 5 月 20 日、プラユット陸軍司令官は全国に戒厳令¹を発令した。対立する陣営を集めた対話が軍主導で行われたが妥協に至らず、同月 22 日、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（NCPO）」が全統治権の掌握を宣言した（軍事政権による暫定統治²）。その後、2016 年 8 月に実施された国民投票により新憲法案が可決され、国王による修正を経て、2017 年 4 月に発布された（以下「2017 年新憲法」という。）。情勢は比較的安定しているように見えるが、現在も軍事政権下にあり、常に予断を許さない状況にある。

日本とタイの関係においては、1887 年 9 月 26 日に国交が樹立して以降、人的交流の拡大、経済関係の強化等益々緊密度を増している。2017 年 9 月には日・タイ修好 130 周年を迎えた。タイ人の対日関心は高く、日本食のみならずアニメ、漫画、映画等の日本のポップカルチャーも広く浸透している。また、2013 年 7 月に日本がビザ免除措置³を実施して以来、日本を訪れるタイ人の数は増加し、2016 年の訪日タイ人の数は約 90 万人⁴に達している。このような状況から近年、日本の地方自治体のタイに対する関心は年々高まっている。

本稿は、日本の地方自治体を始め、関係者の皆様がタイの地方行政制度を理解する上で必要となり得る事項を簡潔にまとめた。今後タイとの交流を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくと共に、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、タイ内務省、タイ財務省、地方分権委員会、バンコク都、King Prajadhipok's Institute、タマサート大学の方々から実際の実務の話を聞かせていただいた。

この場を借りて心から謝意を表したい。

平成 31 年 1 月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

目次

概 要

第 1 章 タイの歴史 5

第 1 節 先史時代から国家建設 5

第 2 節 王朝時代 5

 1 スコータイ王朝（1238-1438 年） 5

 2 ランナータイ王朝（1296-1558 年） 6

 3 アユタヤ王朝（1351-1767 年） 6

 4 トンブリー王朝（1767-1782 年） 6

 5 チャクリー（ラタナコーシン）王朝（1782-現在） 7

第 3 節 絶対君主制から立憲君主制 7

第 4 節 民主政権への移行 9

 1 タクシン政権 9

 2 軍事政権 11

 3 今後の展望 13

第 2 章 国家統治機構 15

第 1 節 国家元首 15

第 2 節 立法制度 19

 1 国会 19

 2 立法過程 24

第 3 節 行政制度 25

 1 内閣 25

 2 首相 26

 3 国務大臣 26

第 4 節 司法制度 28

 1 タイの司法制度の歴史 28

 2 タイにおける裁判所の種類 28

第 5 節 憲法における地方自治規定 35

 1 2017 年新憲法における地方自治 35

 2 2017 年新憲法と旧憲法（2007 年憲法）における地方自治規定に関する相違点
 37

第 3 章 地方財政制度 41

第 1 節 概要 41

 1 地方自治体予算の形状 41

 2 予算編成 42

 3 地方自治体の財政規模 43

 4 財政運営 44

第 2 節 地方自治体の歳入歳出予算科目 47

1 概要	47
2 歳入予算科目	47
3 歳入予算科目一覧	49
4 歳出予算科目一覧	52
第3節 地方自治体の歳入	57
1 概要	57
2 自主徴収歳入	58
3 分配税（政府徴収分及び地方分与税）	60
4 補助金	62
第4節 バンコク都財政	64
1 予算編成スケジュール	64
2 歳入	64
3 歳入歳出予算	65
第4章 税制	66
1 概要	66
2 税法体系	66
3 税務行政	67
4 国税	68
5 地方税	70
6 加算税及び延滞税	70
7 地方自治体への税源移譲	70

注釈

参考文献

概 要

本稿においては、「タイの地方自治」の第2編として、タイの歴史に加え、主にタイの地方自治を理解する上で必要な、タイの国家統治機構として立法、行政、司法制度及び憲法における地方自治規定並びに地方財政制度及び税制度について述べていく。

第1章では、タイの歴史として先史時代から王朝時代、現代までの変遷について紹介する。タイは東南アジアで唯一どこの国の植民地にもなることなく、独自の文化と発展を遂げた。少なくとも5,000年前には稻作を始めた世界最初の農耕民族と言われている。豊かな大地の下に生まれた各王朝時代を経て、現在のタイが少しづつ形作られていく歴史についてまとめている。

第2章では、タイの国家統治機構について紹介する。国家元首を始めとし、立法、行政、司法の三権の制度及び2017年新憲法における地方自治の規定について旧憲法（2017年新憲法施行前の憲法であって、2007年に施行された憲法をいう。以下同じ。）の記載内容と照らし合わせながら記載する。

第3章・第4章においては、地方自治制度の具体的な中身として地方財政制度及び税制度について紹介する。これらの章においては、タイ国内務省及び財務省、地方自治体であるバンコク都、首相府の地方分権委員会における聞き取り調査等に基づいて記載する。

「タイの地方自治」への理解を深めるべく、2019年1月に発行した第1編に続き、本稿を第2編とし、加えて今後発行予定の第3編（選挙制度及び人事制度、政治並びに経済等の情報についてまとめる予定）と合わせて「タイの地方自治」シリーズとする。

第1章 タイの歴史

第1節 先史時代から国家建設

東南アジアで唯一どこの国の植民地にもなることなく、独自の文化と発展を遂げてきたタイは、少なくとも5,000年前には稻作を始めた世界最初の農耕民族と言われている。豊かな大地の下に生まれた各王朝時代を経て、現在のタイが少しづつ形作られていった。

タイの歴史は、先史時代の遺跡が数多く出土するイサーン地方（タイ東北部）から始まる。中でも紀元前3,600年頃から紀元後3世紀にかけての集落跡とされるウドーンターニー県のバーンチェン遺跡は、世界史上でも比較的早期の農耕文明を持ち、東南アジアで最も重要な遺跡の一つとして世界遺産に登録されている。

また、紀元前後には、中国南部に住んでいたモン、クメール、タイを中心とする様々な部族が、漢民族の進出に押され、現在「タイ」の名で知られるこの地域に次々と押し寄せたとされている。そして、5～6世紀には「チャオ」と呼ぶ首長の下で森を田に変え、人口も増加し「ムアン」と呼ばれる城市を建設した。それが今のタイ北部、ラオス北部、中国南部の祖先と言われている。

9世紀頃になるとモン族国家が繁栄し、タイ族は10世紀頃に大陸部高地のラオス全域と北タイに展開した。11世紀～12世紀までの間には、クメール族がアンコールを首都とし、国土の大部分の覇権を制していた。

現在のタイの地にタイ族の国家が生まれたのは13世紀頃だと言われている。それまではモン族の国・ドラバラディ、マレー人の国・シュリービジャヤ、クメール人の国・クメール等があった。ドラバラディはチャオプラヤー川下流域を中心に、ナコンパトム等いくつもの城で囲まれた都市を作っており、仏教を中心とする高度な文化圏が存在していた。また、シュリービジャヤは、スマトラ島からマレー半島に至る地域で海上交易を行う大乗仏教を信仰する国だった。そして、クメールは、カンボジアのアンコールを首都として、タイ東北部はもとより、13世紀初めにはタイ全土を支配していた。その結果、現在のタイにクメール美術、言語、宗教等の文化的影響をもたらした。

第2節 王朝時代

1 スコータイ王朝（1238-1438年）

13世紀初頭、タイ族は揚子江南部から中国（当時の「南宋」）に圧迫されてインドシナ半島中央部に南下し、ラナ、パヤオ、スコータイの各地域に小都市国家を建設した。13～14世紀頃、メコン河流域に点在していた複数の小国家がまとまり、1238年、シー・インタラーティット王の下タイ族初の統一国家・スコータイ王朝が建国された。なお、「スコータイ」は、サンスクリット語やペーリ語で「幸福の夜明け」を意味する。クメール勢力の衰退に乗じて大きく勢力



スコータイ/ワット・マハタート

スコータイ歴史公園のほぼ中央に位置する最も重要な王室寺院。

を伸ばし、領土はラオスやシンガポールにまで及んだと言われている。また、3代目ラムカムヘーン王はタイ文字を発案、スリランカから伝わった上座部仏教を国教として制定、そして交易の自由を認めるなど、内政面や文化面で今日のタイ国家を形成する基盤を創った。14世紀中頃、ラムカムヘーン国王の死と共にスコータイ王朝は衰退したが、現在もラムカムヘーン国王は国の創始者、民族国家の象徴として国民から尊敬されている。

2 ランナータイ王朝（1296-1558年）

スコータイ王朝と平行して北部では、メンライ王によりランナータイ王朝が建国される。チェンマイを都に置き、メコン河中域の小国家だったヴィエンチャンを支配下に置くなど勢力を広げたが、1558年にはビルマ（ミャンマー）の属国となった。

3 アユタヤ王朝（1351-1767年）

1351年、ウー・トン侯はアユタヤを首都とし、自らをラーマティボディ1世と名乗り、アユタヤ王朝を築いた。次第に勢力を広げ、ラムカムヘーン国王の死と共に衰退した前王朝のスコータイをも属国とした。また、初の法典を作ることで国内の基盤を固め、アジアでも屈指の大國となった。以降、歴代34人の王による統治が400年続く一大王朝となった。しかし、その歴史は平坦なものではなく、初期はクメールやチェンマイ、16世紀中頃からはビルマ（ミャンマー）に侵攻されるなど、戦いの連続であった。一時はビルマの属領となつたアユタヤ王朝だったが、17世紀初頭には再び政

権を取り戻した。同じ16世紀後半から17世紀にかけて、シャム国（当時のタイの呼称）の首都として隆盛を極め、アユタヤ王朝は中国、インド、西欧の国々、日本等と交易を行い、国際商業都市として栄え、その優れた文化を開花させた。日本からも山田長政⁵らが渡り、アユタヤに日本人町ができるほど日本人にとっても魅力的な交易地であった。しかし1765年、再びビルマに侵攻され、2年間の戦いの後、1767年4月7日の総攻撃で一夜にして陥落。35代、417年間に及ぶこのアユタヤ王朝時代は18世紀に幕を閉じることとなった。ビルマ侵攻による戦いにより仏典、寺院、仏像等が全て破壊されてしまった。



アユタヤ/ワット・プラ・スリー・サンペット
1491年に第一級の王室守護寺院として建てられ、かつては高さ16m重さ171kgの黄金の仏像が安置されていたというが、これもビルマ軍に破壊され、現在3基の仏塔しか残っていない。

4 トンブリー王朝（1767-1782年）

アユタヤ王朝滅亡後、中国人とタイ人の血を引くアユタヤの将軍だったプラヤー・タ

クシンが自ら王となり、ビルマからアユタヤを奪還し、チャオプラヤー川を挟んでバンコクの対岸にあるトンブリーに王朝を築いた。タクシン王は歴代の王が成しえなかつた、チェンマイまでも手中に収めた実力者であった。

王朝を築き、優れた功績を挙げたタクシンであったが、敵対する各地の国主の討伐や、その後もタイを狙うビルマ軍との防衛戦、さらに繰り返されるカンボジアへの侵攻等戦争が続き、それに不満を持つ当時のサムハナーヨック（首相に当たる地位）であったチャオプラヤー・チャクリー（後のラーマ1世）によって、1782年にタクシン王はその位を剥奪され処刑された。こうして、戦争が続いたトンブリー王朝はタクシン1代のわずか15年という短いものとなった。

5 チャクリー（ラタナコーシン）王朝（1782-現在）

タクシン王を倒した後チャオ・プラヤー・チャクリーが権力を握り、王都をトンブリーの対岸のバンコクに移し、チャクリー王朝の王、ラーマ1世となった。

ラーマ1世は過去のビルマの侵略によって衰退したタイ文化の復興に力を注ぎ、国内を整備した。そして国際情勢の変化に伴い、1855年、ラーマ4世はイギリスとの間に自由貿易を原則とする条約を結び、その後その他の西欧諸国とも同様の外交関係を築いた。さらにチュラロンコーン大王（ラーマ5世）は奴隸制度、労役を廃止すると共に、行政制度、司法制度の整備、郵便通信事業、教育制度の制定、鉄道の建設等、近代国家としての基礎を作り上げ、絶対君主制を確立した。それらの努力と巧み

な外交政策の結果、タイの地は西欧諸国等の列強の侵略から東南アジアで唯一独立を守り通すことができた。しかし、官僚や軍部らによる1932年の立憲革命により、王は象徴的な存在として憲法に位置付けられ、立憲君主制へと移行した（次節詳述）。さらにその7年後の1939年にはシャム国から「タイ王国」と呼称を改め、現在に至っている。

なお、この王朝は現在でも継続している王朝であり、歴代の王はラーマの称号で呼ばれ、現国王は2016年10月13日に即位した第10代ワチラーロンコーン国王（ラーマー10世）である。



バンコク/王宮

1782年にラーマ1世がチャクリー王朝を興すと共に建設が始まる。白い壁に囲まれた20万m²の敷地内には、歴代の王が造った数々の宮殿があり、ワット・プラ・ケオもこの敷地内にある。

第3節 絶対君主制から立憲君主制

本節では、絶対君主制から立憲君主制へ移行した過程を詳しく見ていく。

チュラロンコーン大王（ラーマ5世）の息子であるワチラーウット王（ラーマ6世）在

位中の 1912 年、タイ軍の将校の一団が王政の転覆を図ったが、失敗に終わった。これが、後に続くクーデターの始まりとも言える。

ワチラーウット王（ラーマ 6 世）が 1925 年に死去すると、弟のプラチャーティポック王（ラーマ 7 世）が即位した。当時、ワチラーウット前王（ラーマ 6 世）時代の末期に浪費を重ねて国家財政が悪化したことなどを理由に、王族内からも前王への不満が溜まっていた。また、教育を受けた都市中産階層は、前王に対してのみならず、絶対君主制という体制自体にも不満を抱き始めており、急速に拡大した新聞という媒体を用いて、体制批判を行っていた。

また、欧米に派遣されていた官費留学生の間でも、母国の政治体制への憂慮が高まっていた。その結果、1927 年にパリで「人民党」という政治的な結社が誕生した。人民党設立の目的は、立憲革命による政治体制の改革であり、この改革により①独立の維持、②国民の安全保障、③経済活動の保障、④国民の平等、⑤自由権の付与、⑥教育の拡大、の六原則を達成することを目指した。この人民党の立憲革命の思想は、世界恐慌の発生（1929 年～）とそれに伴う経済悪化の中、国民の政治体制に対する不満が益々高まることで、さらに広がっていった。その結果、絶対君主制こそが、タイの経済状況の悪化や社会問題を引き起こす根源であるという考えが広まった。

王政の緊縮財政の影響は軍にも及んでおり、リストラが行われていたため、軍内部でも独自に立憲革命を模索する動きが出ていた。人民党は 1932 年初めに軍の立憲革命の首謀者と接触を図り、クーデター計画を共同で行うことを合意した。このことにより人民党は軍の後ろ盾を得、遂に 1932 年 6 月 24 日にクーデターが勃発した。

バンコクにて、人民党は絶対君主制時代の政策の過ちを厳しく糾弾し、それに対し、プラチャーティポック王（ラーマ 7 世）は事実無根であるとし、地方部隊を利用して抵抗することを試みたが、タイ人同士で争うのは好ましくないとし、最終的には人民党の要求を受諾した。その後、同月 27 日に王は人民党が起草した「シャム国暫定統治憲章」に署名し、これが制定されたことにより、直ちに王政に代わる政治体制の構築が開始された（署名の翌日には、人民代表会議が開催され、法律家のプラヤー・マノーパコーンを首相に選出し、その後大臣も任命され、タイで最初の内閣が誕生した）。さらに同年 12 月には、最初の王国憲法である「シャム王国憲法」が制定された。

その後、1933 年、王党派は王政復古を目指して立ち上がったが失敗し、プラチャーティポック王（ラーマ 7 世）は王党派革命主義者からも憲法擁護派の閥僚からも孤立した。そして、1935 年、プラチャーティポック王（ラーマ 7 世）は次の王を指名することなく退位し、イギリスへ亡命した。替わって、プラチャーティポック王（ラーマ 7 世）の甥、アナンター・マヒドン王（ラーマ 8 世）が即位したが、1946 年、事故により急逝した。そしてアナンター・マヒドン王（ラーマ 8 世）の弟で名君としても名高いプミポン・アドゥンヤデート国王が、ラーマ 9 世として君臨し（2016 年 10 月 13 日崩御）、その後はプミポン・アドゥンヤデート王（ラーマ 9 世）の長男であるワチラーロンコーン国王（現国王・ラーマ 10 世）が即位している。

第4節 民主政権への移行

1 タクシン政権

経済面では、1970年代頃から、安い労働コストや社会的コストを生かして多国籍企業の生産基地として発展し、強い価格競争力に支えられ世界市場に浸透していくが、度々起こるクーデターの中、1997年7月に発生したタイ通貨の暴落を含むアジア通貨危機による経済危機を回復すべく、1997年9月には民主的な内容を盛り込んだ憲法改正が行われた（この改正により施行された憲法を「1997年憲法」という。以下同じ。）。2001年1月には、この1997年憲法に基づき投票が義務化された初の総選挙が行われ、タイ愛国党のタクシン・チナワットが首相として選ばれた。

この総選挙におけるタイ愛国党の圧勝は大政党による政党政治の安定化を予想させると共に、タクシン首相が1980年代から増加した政治的実業家の典型であり、タイで最も裕福であると言われるほどビジネスで成功した人物であったことから、この経済危機に陥ったタイ経済の立て直しも期待された。

タクシン首相はタイ北部チェンマイ出身の中国系タイ人であり、シルクで成功した有名な一族に1949年に生まれる。タクシン氏自身はタイの警察士官学校を首席で卒業し、内務省警察局に警察少尉として任官する傍ら、家業のビジネスも拡大させた。1980年に入ると、そのコネクションを活かし、政府機関へのコンピュータのリース事業を始め、警察局へのコンピュータ納入も成功し、事業をさらに拡大させた。

1987年に警察局を辞職した後は、チャーチャーイ政権下の利権政治時代に通信事業の免許獲得に力を入れ、チナワット系企業として22件の通信事業免許のうち7件も獲得し、データネット、衛星電話、移動電話等の新事業に参入した。この通信事業の成功が、さらにチナワット家のビジネスを飛躍させ、1996年には「シン・コーポレーション」という持株会社の下に改組した。

一方、政界でもタクシン氏は徐々に頭角を現していく。1994年にはチャムローンの「法力党（パランタム党）」の一員として外務大臣に就任し、次のバンハーン政権では副首相の座に就いた。この政界進出と共に、タクシン氏の通信事業はさらに拡大、特に移動電話から発展した携帯電話事業の拡大は、タイだけでなくラオスやカンボジア等の周辺諸国まで及び、東南アジアにおける一大通信事業者の地位を築いた。

1998年になると、タクシン氏は「タイ愛国党」を結成し、チナワット家からの多額の政治献金を資金源として、2001年の総選挙に向けて地方の有力議員を引き抜いていった。そして、当該2001年の総選挙においては、国民の半数を占める農民の支持を得るために、①農民の借金の返済を3年間猶予、②全ての村に100万バーツずつ分配する村落基金の設置、③30バーツで診療が受けられる制度（30バーツ医療制度）の設立、という三本柱を公約として掲げた。これが、経済危機の影響で内向きになった国民の心を捉えたことと、有力議員の引き抜きが合わさり、2001年総選挙でタイ愛国党は圧勝を収めた。

これにより成立したタクシン政権は、経済成長路線と貧困解消を同時に目指す政策を行った。経済成長路線では、世界的なグローバル化に伴い、タイの国際的競争力を高め

る必要があるとして、食品産業、自動車産業、ファッショング産業、ソフトウェア産業、観光産業の5部門に力を入れた。

一方、貧困解消は、これまでの経済成長の恩恵を十分受けことができなかつた農村部の底上げを図る政策であり、2001年の総選挙時の三本柱の公約を次々に実行した。

これらの結果、農村部を中心にタイ愛国党は絶大な支持を受け、2005年の総選挙においても、圧倒的な勝利を収めた。

しかし、タクシン首相のトップダウン的な政治運営は、非常に強権的かつ恣意的であり、特定の地域の開発プロジェクトに予算を付けたことや、タイ愛国党の議員が敗れた選挙区への予算配分を止めることなど、権威主義の再来とみなされるようになつた。

また、タクシン首相は2001年総選挙時から目新しい政策を打ち出し、30バーツ医療制度のように実現した政策もあったが、一方で結局実現しない政策も多かった。いずれも国民に対して夢を売る政策ばかりであり、いわゆる「売夢政策」と称されるようになった。この「売夢政策」はインフラ整備が中心であり、バンコク市内の都市鉄道整備計画は、当時総延長が40km程度しかなかつたバンコク市内の高架鉄道（BTS。1999年末に開通）と地下鉄（2004年に開通）の延伸計画として大々的に打ち出されたが、計画変更ばかりで進展せず、当時のアピラックバンコク都知事が、都の全額出資により、この計画を前進させた。結局、これらの「売夢政策」が実現しなかつたことで、国民の政府に対する信頼を失うこととなつた。

2001年及び2005年総選挙に圧勝したタクシン首相／タイ愛国党であったが、権威主義体制から発生する諸問題と、「売夢政策」への国民の不信感の拡大に加え、2006年1月のシン・コーポレーションの株式売却により巨額の利益を得たことなどをきっかけに、遂に反タクシン運動が始まった。

この反タクシン運動の高まりの結果、タクシン首相／タイ愛国党は2006年2月に下院を解散し、同年4月にタイ愛国党の信任投票ともなる総選挙を行つた。

しかし、このような経緯ではあったにも関わらず、農民の多くは依然タクシン首相／タイ愛国党を支持しており、この総選挙でもタイ愛国党は圧倒的な勝利を収めた。しかし、バンコクでは多くの選挙区でタイ愛国党への投票以上にボイコットを示す白票が多くなつたことと、野党が不参加であったことから、当時のプミポン国王は、この選挙は民主的とは言えないとして、この選挙が有効なものであるか裁判所が判断すべきとコメントを出した。そして、憲法裁判所はこの選挙は400選挙区中39選挙区で有効票が規定に達しなかつたため無効であるとし、再選挙を実施。当該再選挙となった同年10月の総選挙まで、タクシン暫定政権が続くこととなつた。

タクシン暫定政権下で、タクシン派と反タクシン派の衝突が各地で勃発する中、軍内部でもタクシンの身内で要職についていたタクシン派と反タクシン派の対立が激化した。そして、タクシン首相がタイを離れていた同年9月19日に、反タクシン派を中心とする軍部がクーデターを決行し、これにより、タクシン政権は崩壊することとなつた⁶。

2 軍事政権

タイでは、絶対君主制から立憲君主制に移行した 1932 年の立憲革命以降、13 度のクーデターが起きている。その中でも、軍によるクーデターが多く、2014 年 5 月に起きた軍のクーデターにより、2018 年 3 月現在もタイは軍事政権下にある。

前段落に続き、2006 年の軍によるクーデター以降、再びクーデターが起きる 2014 年までのタイの政権推移を見ていきたい。

2006 年 9 月に起こったクーデターによりタクシン政権が崩壊したその後は、陸軍司令官が首相の座に就いたが、2007 年 12 月の総選挙において、タクシン派のサマック・シントラウェートが首相となった。その結果、反タクシン派によるデモが起り、サマック首相はバンコク非常事態宣言を出した⁷。再度、軍によるクーデターを期待した反タクシン派であったが、軍は静観した。そのような中、サマック首相が料理番組に出演し報酬を受け取ったことに対して、憲法裁判所は「首相失職判決」を下した⁸。これにより、2008 年 9 月にサマック内閣は総辞職することになった。

その後、サマック内閣で副首相兼教育相を務めていたソムチャーイ・ウォンサワット氏が首相臨時代理に就任し、国会で首班指名を受けた後首相に就任したが、ソムチャーイ首相も、2007 年 7 月に解党を命じられた⁹旧タイ愛国党の受け皿となった「国民の力党」出身で、タクシン派の議員であったため、反タクシン派は首相府占拠やスワンナプーム国際空港占拠等の過激なデモ活動を行った。その結果、2007 年 12 月の総選挙時に党ぐるみの選挙違反があったことを理由とし、憲法裁判所が 2008 年 12 月 2 日にソムチャーイ首相の政治活動を 5 年間禁止し、最大与党であった国民の力党の解党を命じた。

これを受けて同月 15 日に下院で行われた首相選出選挙にて、反タクシン派のアピシット・ウェーチャチーワが、タクシン派の「タイ貢献党（先の解党判決で失職しなかつたタクシン派の多くの議員が入党した政党であり、事実上の国民の力党の後継政党）」のプラチャ・プロムノックを破って首相に選出された。

この下院選により 7 年ぶりにタクシン派が野党となったが、タクシン派のデモ隊「反独裁民主戦線」が反発し、2010 年にバンコク中心部を 2 か月間占拠する大規模なデモを行い、治安部隊と衝突し 90 人以上が死亡する事態にまで発展した。このようにタクシン派の反発も高まり、やがて、アピシット首相は 2011 年 5 月 9 日に下院を解散し、同年 7 月 3 日に総選挙を行うこととした。

当該総選挙では、タクシン首相派の最大野党であるタイ貢献党が勝利した。低所得者層や農民の支持を受けるタクシン派が約 2 年半ぶりに政権を奪還し、タクシン元首相の末妹であるインラック・シナワトラ氏がタイで初となる女性の首相となった。

インラック首相が、国外亡命中の実兄タクシン元首相を帰国に導くための恩赦法を 2013 年 11 月に下院の賛成多数で可決させたことを契機に、反タクシン派がバンコクを中心にデモを実施し、バンコクの主要道路を封鎖するようになった。これにより、2014 年 1 月、インラック首相はバンコク非常事態宣言を発令。行き過ぎた反タクシン派のデモに対して、バンコクの世論でも否定的な意見が目立ち始めたことから、徐々にデモの勢いは衰えていき、同年 3 月になると同宣言は解除された。

しかし、同年5月7日、インラック首相が、過去の国家安全保障会議事務局長の人事に対して介入を行っていたとされ、憲法裁判所はインラック首相の行為を違憲とする判決を下し¹⁰、インラック首相は失職することとなった。このインラック首相の失職にタクシン派は反発。同月15日、反タクシン派のデモの拠点で爆発と銃撃という惨事が発生し、タクシン派と反タクシン派両者の対立による治安の悪化が懸念される状況となつた。

このような状況下で、プラユット陸軍司令官は同月20日に戒厳令を発令¹¹。対立する両者の当事者を集めた対話が軍主導で行われたが解決に至らず、同月22日夕方、軍を中心とする「国家平和秩序維持評議会（NCPO）」が政府機能の全権を掌握したと明らかにし、クーデターを宣言した。

クーデターにより既存の憲法と共に議会も廃止されるため、同月30日、NCPOは民政復帰に向けた「ロードマップ」を発表し、同ロードマップに基づき、同年7月に暫定憲法（以下「2014年暫定憲法」という。）、8月に「国家立法会議（NLA）」及び暫定内閣が、11月以降「国家改革推進会議」及び「憲法起草委員会」が順次立ち上げられ、新憲法発布に向けた作業が進められた。そして、2016年8月に実施された国民投票により新憲法案が可決され、2017年4月、新憲法（2017年新憲法）が公布・施行されている。

当該2017年新憲法では、民主化の後退がより明らかとなった。選挙で議員が選ばれるのは下院のみとなり、上院議員については軍が選任でき、首相選出についても、近年の憲法で踏襲されてきた下院議員の要件が撤廃され、軍人ら非議員による首相就任が可能となった。また民政復帰後5年間を「移行期間」とし、実質的に軍の支配下で政権が運営されることになり、総選挙後も事実上5年間軍政の継続が確実となった。

2018年7月現在、2014年のクーデター以降未だ総選挙が実施されていないため、国政を司っているのは、2017年新憲法に基づき、国家平和秩序維持評議会（NCPO）、暫定内閣、国家立法議会（NLA）の3機関であるが、暫定内閣、NLA共に多数の軍関係者によって占められており、暫定首相はプラユット陸軍司令官であるため、軍の独裁状態となっている。

また、NCPOが出した布告や命令には、情報統制に関するものが多数含まれており、「反政府的言動」は全て禁止・弾圧する姿勢が示されている。言論の自由を制限する代表的な布告である「5人以上の政治集会を禁止した布告」等、参政権、集会・デモ権等の基本的人権に反する布告や命令が、多く存在している。これらの言論統制に加え、軍事費の増大等もあり、国民の軍事政権に対する不満が高まっていると言われている。

これらの基本的人権を抑制する布告や命令を廃止するよう求めた署名活動や民政復帰に向けた総選挙の早期実施等を求める集会が開かれている一方、プラユット暫定首相は当初提示していた2018年11月の総選挙の実施は、関連法（選挙実施に関する法令等）施行の遅れにより、2019年2月頃となる見通しを示しており、今後もしばらく軍事暫定政権が続くと見込まれる。

3 今後の展望

2016年10月13日に88歳で崩御したプミポン・アドゥンヤデート前国王（ラーマ9世）の莊厳な葬儀が2017年10月25日から29日の5日間に渡り執り行われた。バンコクにある王宮広場に造営された火葬の儀のための施設「プラ・メルマーツ」周辺は、タイ国内外から来た20万人以上の参列者で溢れ返った。また、タイ国内にある約900の主要な寺院においても一般参列による献花が行われ、約1,700万人の人々がプミポン前国王を追悼した。プミポン前国王の在位70年4か月は当時の現役の国家元首としては最長であり、クーデターの仲裁や国民生活向上に尽力したプミポン前国王は、タイ国民から深く敬愛されていた。

タイにおいて国王の存在は非常に大きく、政治的、社会的又は経済的に大きな影響を国民に与える。70年4ヵ月続いた前国王の時代が終わり、プミポン前国王の長男であるワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）の治世が既に始まっているが、ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）は過去にスキャンダルが取り沙汰されていること、長きに渡り国民から敬愛されていた前国王からの交替となつたこと、によりタイ国民にとっては不安がぬぐい切れない状況と推察される。そして、特に現在の政権を握る軍にとつても、国王の交替、即ち新国王の今後の動向には目が離せない状態となっているだろう。

2017年新憲法は、先述のとおり軍事政権に有利な規定となっているが、即位後間もない新国王は2017年1月、新憲法案の段階で、摂政を置かずに国王が海外に出られるよう、条文の修正を求めた。この修正により、国王は海外に滞在中も権力を持ち続けることが可能になる。また、新憲法案に明文規定がない事態への対処を憲法裁判所長官らの合議体の判断に委ねるという条文の削除を要求した。この削除により、非常時に国王が政治介入する余地を広げることとなり、国王の権限を強めるとと共に軍の影響力拡大に歯止めを掛けることができるようなる修正であったと考えられている。これらの2017年新憲法の制定過程で起こった国王による修正要請は、タイのメディアの間で「新国王と軍事政権の間で吹いた隙間風」と揶揄された。

タイは2010年に高位中所得国¹²入りを果たし、人件費の上昇や技術革新の遅れで成長が停滞する「中所得国の罠」に陥っていると言われながらも、長いスランプを経て2017年のGDP成長率は3%台後半を記録した。プミポン前国王が崩御してから約1年間の服喪期間が終わった2017年10月末以降、個人消費は上向き傾向で、バンコクではコンドミニアムや商業施設の建設ラッシュが続いている。しかし、タイ国民にとっては、先に述べたように軍事政権への不信感と国王が交替したことへの不安、そして軍事政権と



プミポン前国王の火葬施設

高さ50.5m、基礎部分は60m四方の黄金の火葬場を、プミポン前国王崩御後1年かけて建設した。

国王との両者の微妙な関係から、政治的な不透明さが浮き彫りになり、国の将来を案じてやまない状況となっており、まさに今タイは、激動の時代にあると言える。

第2章 国家統治機構

本章では、国家統治機構として、2017年新憲法の内容を踏まえながら、国家元首、国家統治権である立法・行政・司法の三権及び憲法に規定されている地方自治制度について概観する。

第1節 国家元首

前章で見たとおり、タイは絶対君主制から1932年の立憲革命を経て、立憲君主制となっており、国王を国家元首としている。2017年新憲法第2条にも、「タイ国は国王を元首とする民主主義制度統治を執る。」と規定があり、規定表現に多少の違いはあるもののこの点については1949年憲法から2017年新憲法まで変わっていない。

また、続く第3条には、主権は国民にあるとしながら、「国王が憲法の規定に基づき国会、内閣及び裁判所を通じてその主権を行使する」としている。そして、これらのほか1932年に立憲君主制憲法を導入して以来、国王は神聖不可侵の地位にあること^{注1}、国王は仏教徒であり擁護者であること^{注2}、国王はタイ国軍総帥の地位にあること^{注3}を、一貫して規定している。これらの規定からも分かるように、民主主義でありながら、タイにおける国王の存在の大きさが見てとれる。

現在の国王は、ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）であり、プミポン前国王（ラーマ9世）が2016年10月13日に崩御した後、約7週間の空位期間を経て、同年12月1日に即位した。ワチラーロンコーン国王は、プミポン前国王とその王妃シリキットの間に長男（第2子）として、1952年7月28日にバンコクの宮殿で出生した。プミポン前国王には、4人の子供がいるが、ワチラーロンコーン国王が唯一の男子である。

タイにおける王位継承の仕組みは、仏歴2467年王室典範（王位継承法）に規定されており、現国王が男子王族の中から次の王を任命することとされている。ワチラーロンコーン国王は、1972年に皇太子の称号を受けているが、国王が王位継承者を指名しないまま王位が空位になった場合は、枢密院が王位継承者の名前を内閣に提出し、さらに内閣は承認を求めるために国会に提出する。この場合には、王女の名を提出することもできる。国会で承認された後、国会議長が王位継承者に国王への即位を要請し、国会議長は、次期国王の受諾を以て、国民に公示することとなっている^{注4}。かつて王位継承は男子だけに認められていたが、1794年、憲法により女子にも王位継承権が与えら



ワチラーロンコーン国王の写真

タイ国内では、至る所に国王の写真が掲げられている。

注1 2017年新憲法第6条

注2 2017年新憲法第7条

注3 2017年新憲法第8条

注4 2017年新憲法第21条

れた¹³。しかし、プミポン前国王の長女のウボンラットはタイ国籍ではない男性と結婚したため王位継承権が剥奪され、三女のチュラポーンも王族以外の男性（タイ空軍大尉）と結婚したため王位継承権がないものとされた。そのため、今回、王位継承権が認められていたのは、ワチラーロンコーン皇太子と次女のシリントーン王女のみであったが、軍事政権は、憲法の規定に従い、ワチラーロンコーン皇太子の国王即位を暫定国会国家立法議会（NLA）に提案し、全会一致で承認がなされた。その後、国會議長がワチラーロンコーン皇太子に即位を要請し、皇太子がそれを受諾した。

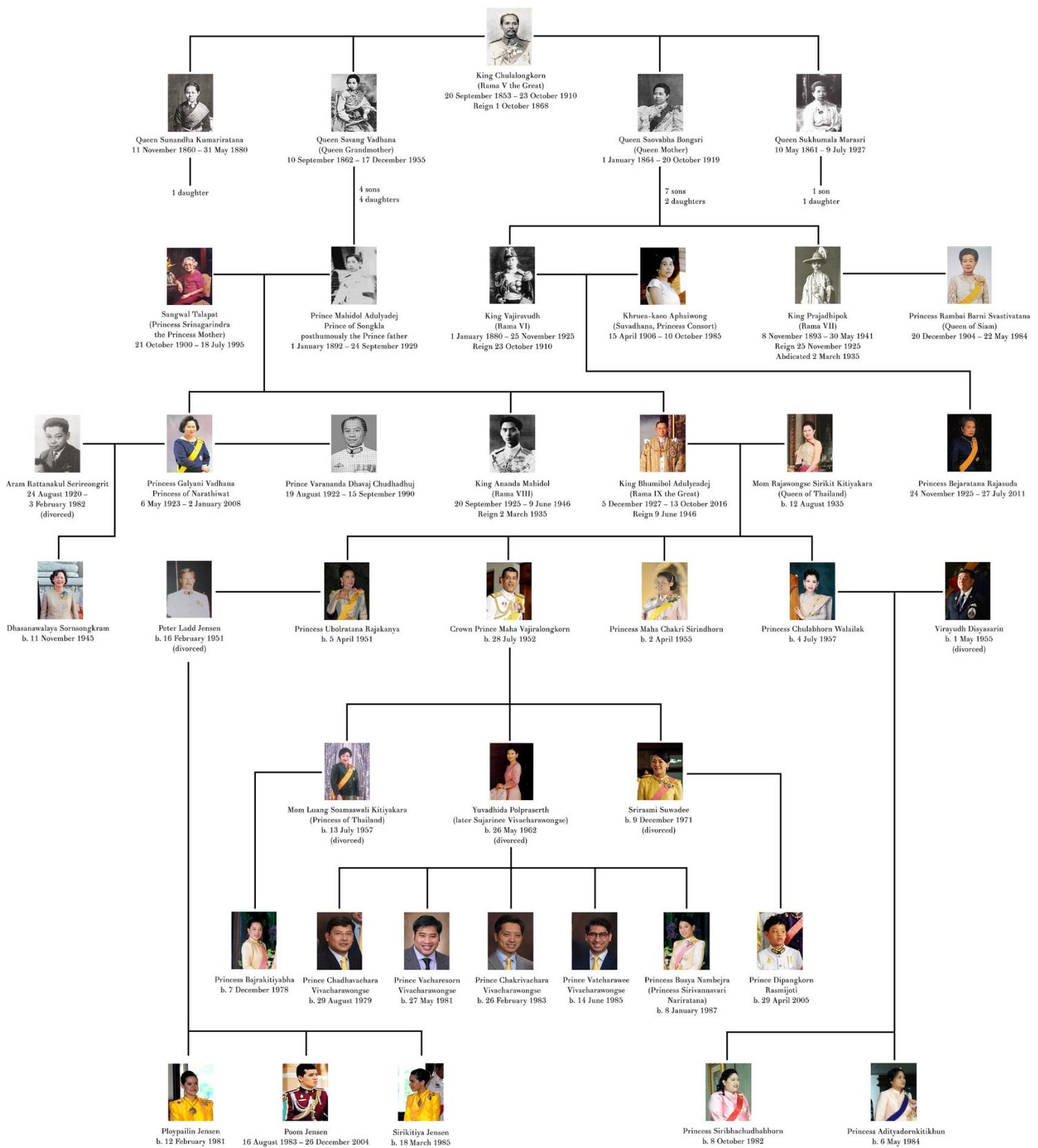
プミポン前国王は、国内の全地域、特に地方の貧困地域への訪問を繰り返し、3,000 を超える国民の生活向上のための開発・研究事業（王室プロジェクト）等を行うなど、国民から絶大なる尊敬を受けていた。一方、ワチラーロンコーン新国王については、タイでは、王室に対して侮辱や批判等をすると罰せられる不敬罪が存在しているため、公の場で王室の悪口を言う者はいないが、規制の効かないネットを中心に新国王を不安視する声も多いと聞く。

しかし、ワチラーロンコーン新国王は、プミポン前国王時代には見られなかった動きとして、前章で述べたとおり国民投票で採択された憲法案をそのまま承認せず一部修正する指示をしたり、王室を支える事務組織の運営や王室の資産管理を国王が直轄し独立性を高める仕組みに切り替えたりと、国王としての権力をさらに高めるような姿勢を示している。この行為がどのような意図を示しているか定かではないが、2018 年現在、タイにとって日本は貿易額で第 2 位、投資額で第 1 位の地位にあり、日系企業の進出件数及び訪日客数も ASEAN の中で第 1 位となっていることなどからも分かるように、特に経済面において非常に関わりの深い我が国にとっては、今後の新国王の力の発揮と軍事政権との関係が、タイの経済状況や日本との貿易等のタイ日間関係にどのような影響を及ぼすのか目が離せない状況である。

【表1：チャクリー（ラタナコーシン）王朝における歴代王】

	名前	在位期間	備考
ラーマ1世	プラ・ヨート・ファー (チャオ・プラヤー・チャクリー)	1782–1809	
ラーマ2世	プラ・ルート・ラー	1809–1824	ラーマ1世の息子
ラーマ3世	プラ・ナン・クラーオ	1824–1851	ラーマ2世の息子
ラーマ4世	モンクット (プラ・チョム・クラーオ)	1851–1868	ラーマ3世の異母弟
ラーマ5世	チュラロンコーン (チュラ・チョム・クラーオ)	1868–1910	ラーマ4世の息子
ラーマ6世	ワチラーウット (モンクット・クラーオ)	1910–1925	ラーマ5世の息子
ラーマ7世	プラチャーティボック (ボックラーオ)	1925–1935	ラーマ6世の弟
ラーマ8世	アーナンター・マヒドン	1935–1946	ラーマ7世の甥
ラーマ9世	プミポン・アドゥンヤデート	1946–2016	ラーマ8世の弟
ラーマ10世	ワチラーロンコーン	2016–現在	ラーマ9世の息子

【図1：タイ王国家系図】 THAI ROYAL FAMILY GENEALOGY



出典 (「Royal World Thailand - รอยัล เวิลด์ ประเทศไทย」)

第2節 立法制度

1 国会

タイの国会は「国民議会」と呼ばれ、従来人民代表院（下院）及び元老院（上院）の二院制を執っており、2017年新憲法においてもこの二院制は変わっていない^{注1}。また、国会議長は下院議長が務め、国会副議長は上院議長が務めることとしている^{注2}。

憲法関連法案及び法律案は、国会の助言と承認によって初めて法律として制定される。国会で承認された憲法関連法案¹⁴及び法律案は、首相が国王の認可を得るために奏上する。その後、官報に告示されたときに法律として施行される^{注3}。日本では、天皇は国事行為として、憲法改正、法律、政令、条約を国民に知らせることとされており^{注4}、国の象徴として政治に関わることができない日本国天皇とタイ国王とでは、このような面においても関わり方の違いを見ることができる。

2014年のクーデターが起きる前（インラック内閣：2011年7月総選挙後）の下院の議席数（総議席数500議席）は、下表のとおり。

【表2：与党（連立政権）】

政党名	議席数	備考
タイ貢献党 (Pheu Thai Party)	265	プアタイ党とも呼ばれる（時代によって名前の変化あり）。2011年の総選挙で過半数の議席を獲得、連立与党（6党連立）の中心政党となった。
タイ国民発展党 (Chartthaipattana Party)	19	2011年5月のアピシット内閣解散時は民主党政権と連立を組み与党にいたが、2011年7月の総選挙時はタイ貢献党と連立を組み、再度与党になった。
タイ団結国家開発党 (Chart Pattana Puea Pandin Party)	7	2011年5月のアピシット内閣解散時は民主党政権と連立を組み与党にいたが、2011年7月の総選挙時はタイ貢献党と連立を組み、再度与党になった。
パランチョン党 (Phalang Chon Party)	7	2011年にできた政党。
大衆党 (Mahachon Party)	1	
新民主党 (New Democracy Party)	1	
計	300	

注1 2017年新憲法第79条

注2 2017年新憲法第80条

注3 2017年新憲法第81条

注4 日本国憲法第7条第1号

【表3：野党】

政党名	議席数	備考
民主党 (Democrat Party)	159	現存するタイ最古の政党。インラック内閣前のアピシット内閣では与党第一党であった。
タイ誇り党 (Bhumjaithai Party)	34	
愛タイ国党 (Rak Thailand Party)	4	
母国党 (Matubhumm Party)	2	
ラックサンティ党 (Rak Santi Party)	1	
計	200	

2018年7月現在は、軍事政権下であるため、先述のとおり国会は召集されていないが、その代わりに国家立法議会（NLA）が暫定的に国会の運営を行っている。NLAは下院・上院両方の役割を担っており、現在は一院制となっている。NLAは、クーデターを起こした国家平和秩序維持評議会（NCPO）により選出された220名で構成され、多くの軍人が登用されている。

現在の軍事政権は政党や個人の政治活動を全面的に禁止しており、民政移管に向けた下院総選挙の日程も当初予定（2018年11月）から延期が続き、2018年3月現在、プラユット暫定首相は2019年2月に実施する見通しを示している。また、プラユット暫定首相は2017年12月22日に2014年暫定憲法に基づくNCPO議長としての強権を発動し、政党法を一部改正している¹⁵。この法改正により、既存政党と新規政党で選挙準備の手続期間に格差が付けられた。既存政党は2018年4月1日まで党員の再登録等の手続に着手できないが、新規政党は同年3月1日から認められることとなった。これを受け、反タクシン派・最大野党の民主党はこの法改正に対し「既存政党から新規政党への党員の移籍を誘発する」、「新規政党を利するもの」と反発した。この法改正の裏では、NCPOが総選挙後（民政復帰後）も影響力を保持するため、支持政党を発足させる狙いとの憶測もある。

(1) 人民代表院（下院）

2017年新憲法において、下院である人民代表院は500議席と定められており、その内350議席が選挙区制（小選挙区）、150議席が比例代表制により選出される¹⁶。選挙区は、全国350か所に別れている。この区割りは行政区に沿っているわけではなく、選挙のために区切られたエリアとなっており、1選挙区から1人が選ばれ、残り150人が比例代表制で選ばれるといった仕組みである。

次回の総選挙では、従来は選挙区と比例代表で2枚別々であった投票用紙が1枚に変更される予定である。投票者は、この投票用紙の個人名及び政党名の欄にチェックすると共に、首相として指名する候補者を3人選ぶ必要がある。政党側は、どの選挙区にどの候補者を擁立させるかのリストを事前に作らなければならない。

得票率の考え方は、まず政党ごとの得票数を基に構成率を算出する。定数500人に対して構成率を掛けることにより、各政党の議席数が決定する。その議席数から小選挙区で選ばれた議員数を除いた数が、比例代表制で選出される議員数となり、仮に小選挙区制に拠る得票数が多くても政党リストからの選出が少なくなる。

なお、この選挙制度は、2017年新憲法で初めて導入されたものであるが、その経緯は、過去に大政党同士の対立が激しくなったことなどが、国の成長・経済発展に悪影響を与えたことを踏まえ、議席数を比例方式で決定することで、大きな政党の議席数を制限しようとする狙い（従来は、投票用紙が選挙区と比例代表で別々であったため、大きな政党がどちらの方法でも議席を獲得してしまう結果となっていたものを平準化する狙い）がある。

【例：得票数と割り当ての例】

政党名	政党の得票数	構成比	政党に割り当たられた議席数	選挙区制 (小選挙区)	比例代表制
A 党	○○票	30%	150	120 人	30 人
B 党	△△票	40%	200	80 人	120 人
C 党	□□票	30%	150	150 人	-
合計	●●●票	100%	500	350 人	150 人

出典 (King Prajadhipok's Institute 聞き取り)

- ・A 党の場合、小選挙区で 120 人当選。割り当てられた議席数を満たしていないので、30人が比例代表として選出される。
- ・B 党の場合、小選挙区で 80 人当選。割り当てられた議員数を満たしていないので、120人が比例代表として選出される。
- ・C 党の場合、小選挙区で 150 人当選。割り当てられた議員数を満たしているので、比例代表の当選者はなし。

2017年新憲法における下院議員の立候補資格は下記のとおり^注であり、旧憲法（2007年憲法）から概ね変更はない。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者である。
- ② 投票日に満 25 歳以上である。
- ③ 投票日まで 90 日以上継続して、いずれか一つの政党の党員である。
- ④ 下院解散による総選挙である場合は、投票日まで 30 日以上継続して、いずれか

^注 2017年新憲法第 97 条

一つの政党の党員でなければならない。

⑤ 選挙区方式による立候補者は、以下のいずれかの条件を満たしていかなければならない。

- ・立候補届日まで 5 年以上継続して立候補する県（チャンワット）の住民登録書に氏名が記載されている。
- ・立候補する県で出生した者である。
- ・立候補する県に所在する教育機関で 5 年以上継続して教育を受けたことがある。
- ・立候補する県で 5 年以上継続して公務についていることがある、国の機関で従事したことのある、又は住民登録書に氏名が記載されていたことがある。

また、選挙権者としての要件は、成人（18 歳以上）であること、タイ国籍であること（ただし、国籍変更によりタイ国籍となった者は、タイ国籍を取得してから 5 年以上経過していること）などが 2017 年新憲法に規定されており^{注 1}、僧侶や裁判所の令状又は法律に基づく命令により拘留中である者、精神病の者等には選挙権が与えられないことが規定されている^{注 2}。

下院の主な役割は、法案を作成して国会に提出すること、また、行政・政府に対し権力行使の監視及び確認を行うこと、である。これらの具体的な実施方法は、内閣に対しての不信任案提出や国会で質問する議題の提出、また、委員会という形での内閣の行動、業務、取組のチェックである。

また、下院議員としては、自分が選出された地域における生活困窮者の世話をすることが求められている。

任期は 1 期 4 年であり、再選すれば連続で議員に就任することも可能。当選回数の制限はない。

(2) 元老院（上院）

2017 年新憲法において、上院である元老院は 200 議席と定められている^{注 3}（旧憲法（2007 年憲法）では 150 議席）。上院議員の選出方法について、旧憲法（2007 年憲法）では、選挙による選出と上院議員選出委員会の指名による選出と 2 通りの選出方法が存在したが、2017 年新憲法では、選挙による選出方法が廃止され、各種職業グループに属する上院議員候補者達の中から互選方式（自分の属する職業グループ以外のグループに属する候補者をお互いに選び合う方式。現在、この職業グループは 20 グループ程存在し、先ず上院議員の候補者は、自分がどの職業グループに属するのか特定しなければならない。）により選出されることとなった。

そして、この選出方式の第一段階として、郡（アンプー）レベルで互選が行われ、郡で選ばれた候補者は、次に県（チャンワット）レベルで互選が行われる。県で選ばれた候補者から、さらにもう一度国レベルで互選が行われ、200 人の上院議員が決定する。

^{注 1} 2017 年新憲法第 95 条

^{注 2} 2017 年新憲法第 96 条

^{注 3} 2017 年新憲法第 107 条

この制度についても 2017 年新憲法に規定されている^{注1}。

また、この制度に対し、現在様々な意見が出てきており、例えば、他の職業グループのことを良く知らないのにどのようにして選ぶのかなどである。そのため、調査時点では、これらの意見を踏まえ、互選の原則及び方法等が検討されている段階であった（2018 年 5 月時点ではまだ作成されていない）。

2017 年新憲法における上院議員の立候補資格は下記のとおり^{注2}であり、旧憲法（2007 年憲法）では規定されていた学歴の条件（学士以上又はそれと同等の学歴が必要）がなくなっている。

- ① 出生によるタイ国籍を有する者。
- ② 立候補日に満 40 歳以上である者。
- ③ 知識、専門知識及び経験を有する者、属する職業グループの分野で 10 年以上勤務した者又は上院議員選出に関する基本法に規定された資格を有する者。
- ④ 上院議員選出に関する基本法に基づいて指定された地域で生まれた者、住民登録書に氏名が掲載されている者、働いたことがある者又はその地域と関係が深い者。

上院の主な役割としては、法案の提出はできないが、その法案の内容を判断することである。つまり、下院から提出された法案の内容の検討及び判断は上院で行われる。また、旧憲法（2007 年憲法）では、上院は国会議員を罷免する権限を有していたが、2017 年新憲法ではその権限はなくなり、国会議員を罷免する役割は裁判所に移管された。なお、旧憲法（2007 年憲法）において国会議員を罷免するには、上院の議員総数の 5 分の 3 以上の票数を要していたことなどもあり、過去 1 人も罷免することはなかった。

また、旧憲法（2007 年憲法）から残っている上院の役割としては、独立機関の中から各委員会（人権委員会、選挙委員会等）の委員を助言することがある（上院の助言に基づき国王が任命する）。

任期は一期 5 年であり、再選すれば連続で議員に就任することも可能。また、当選回数の制限もない。なお、旧憲法（2007 年憲法）では、任期は 6 年となっており、連続してその地位に就くことはできなかった。

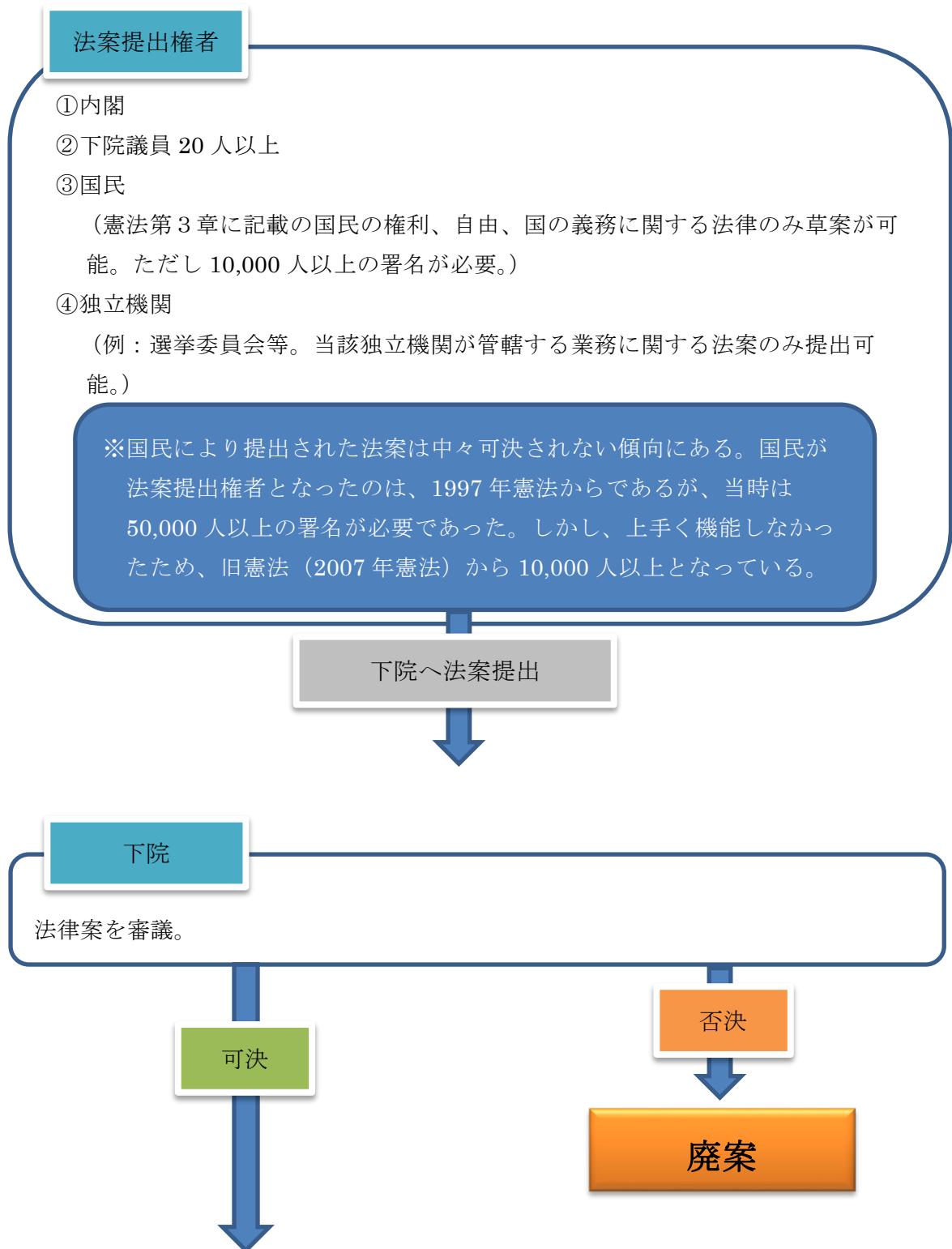
注1 2017 年新憲法第 107 条

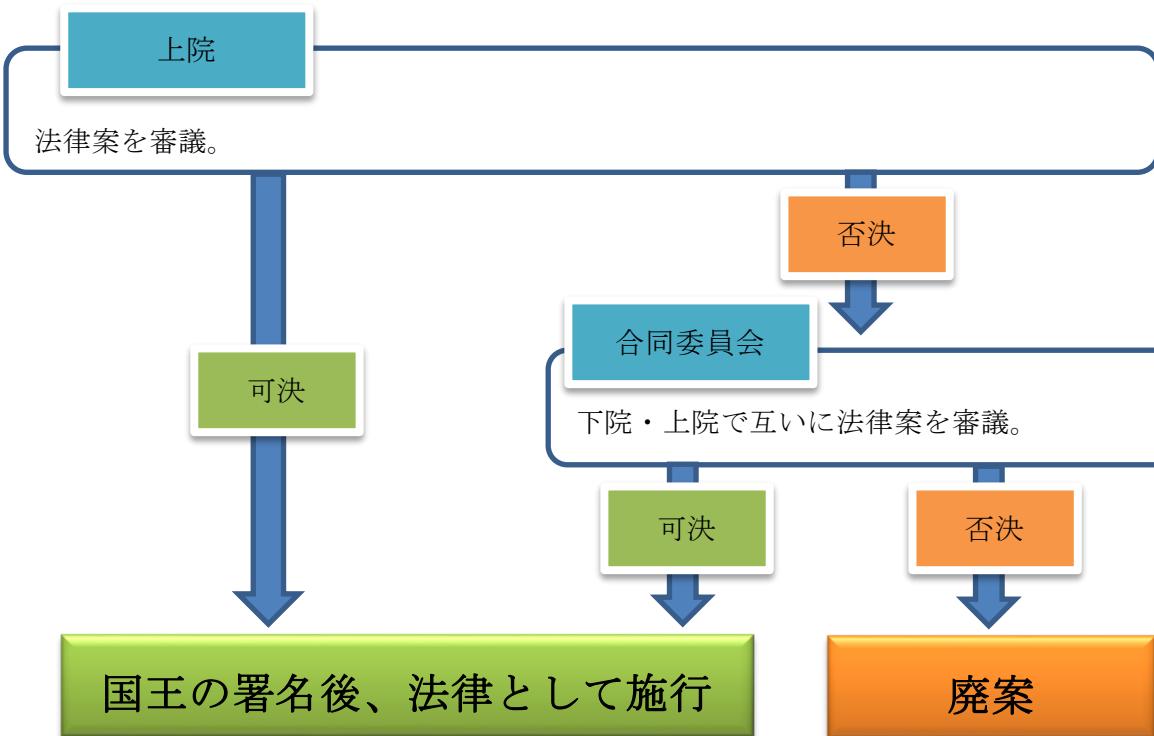
注2 2017 年新憲法第 108 条

2 立法過程

2017年新憲法における、概括的な立法過程は下図のとおり。

【図2：立法過程】





なお、2017年新憲法において新たに規定されたこととして、これら立法過程の前に国民調査を行うこととなった^{注1}。そして、立法過程中にその法律による影響の評価を行わなければならなくなつた。さらに、その影響評価の結果を国民に開示することとなつた。法律として制定された後も、5年毎にその法律の有効性について評価・見直しを行わなければならないこととしている。

また、国として何らかの政策を策定する際にも、国民に対する影響を評価するため国民調査を行うこととなつた。また、政策自体への評価も行うこととなり、環境影響評価、健康影響評価を行う必要がある^{注2}。

第3節 行政制度

1 内閣

2017年新憲法では、国王は1人の首相及び35人以下の他の国務大臣で構成する内閣を任命することとなっている^{注3}。また、内閣の下に、首相府及び19の省が存在する。このような体制となったのは、2002年の行政改革法の改正がきっかけであり、その時に制定された構造改革法で、省庁の再編が行われ、それ以降現在の1府19省の体制となつた（2002年までは1府14省庁体制）。

外務省等はラーマ4世・5世の治世頃に設置されており、2002年に6の省が増えた。新たな6省については、①元々教育省に属していたスポーツ庁から派生した観光・スポ

^{注1} 2017年新憲法第77条

^{注2} 2017年新憲法第58条

^{注3} 2017年新憲法第158条

ーツ省と②文化省、③首相府に属していた社会開発庁から派生した社会開発・人間安全保障省、④科学技術省及び農業省に属していた天然資源・環境省、がある。これらは、2002年までは各省庁に属していたが、上手く機能していなかったことから新たな省として独立したものとなっている。また、新しくできた省庁として、⑤エネルギー省、⑥デジタル経済社会省(2002年から2016年までは、情報通信技術省省という名称)がある。

③社会開発・人間安全保障省について、人間安全保障という名称を持つ省庁を設置したのはタイが世界で初めてのことであり、社会開発・人間安全保障省は、人的資源を大切にし、温かい家庭のある社会を目指すこととしている。家庭環境が良くなれば社会問題は起きず、特に安定的な家族の中で子供が育てば児童の社会問題も起きない、さらにはコミュニティ一同士のつながりが強くなれば社会は安定する、と考えられている。

また、警察は以前は内務省の所管であったが、2000年に首相府の所管となっている。

2 首相

首相は、下院が憲法に基づいて合意した者が任命されることとなっている^{注1}。また、連続した就任であるか否かに関わらず、合計8年を超えての就任はできないこととなっている^{注2}。

首相の選出に当たっては、現有下院議員総数の5%以上の数の党員が下院議員として選ばれた政党から選ばれることとなっており、現有下院議員総数の10分の1以上の推薦が必要である。また、首相の指名を承認する下院の決議には現有下院議員の総数の過半数の支持票を要する^{注3}。

3 国務大臣

国務大臣の資格として、満35歳以上で出生によるタイ国籍を有していること、学士又は学士相当の学歴を有していること、過失罪若しくは軽犯罪による場合を除き禁錮刑の判決を受けたことがないこと、などがある^{注4}。

2018年3月現在、各省には1人の国務大臣と約半数の省に副大臣が配置されている。2014年のクーデターでタクシン派の民主政権を倒し発足したプラユット暫定政権では、多くの大臣を元軍人や元幹部官僚で占めており、民間からの登用は少ない。

注1 2017年新憲法第159条

注2 2017年新憲法第158条

注3 2017年新憲法第159条

注4 2017年新憲法第160条

【参考：現プラユット暫定内閣（2016年12月現在）】

役職	名前	備考
首相	プラユット・ジャンオーチャー	
副首相兼国防相	プラウィット・ウォンスワン	
副首相	ナロン・ピパッタナサイ	海軍大尉
副首相	プラジン・チャントーン	空軍大尉
副首相	タナサック・パティマプラゴーン	
副首相	ウイッサヌ・クルアガーム	
副首相	ソムキット・ジャトウシピタック	
首相府付大臣	オームシン・チーワップラック	
副首相	スウェット・メーシンシー	
国防副大臣	ウドムデート・シートブット	
財務大臣	アピサック・タンティウォラウォン	
財務副大臣	ウィスット・シースパン	
外務大臣	ドーン・プラマットウィナイ	
外務副大臣	ウイラサック・フートラクン	
観光スポーツ大臣	コープカン・ワッタナワランクーン	
社会開発・人間の安全保障大臣	アドゥン・センシングーオ	警察大尉
農業協同組合大臣	チャッチャイ・サリカラヤ	陸軍大将
農業協同組合副大臣	チュティマ・ブンヤプラバット	
運輸大臣	アーコム・トゥームピッタヤバイシット	
運輸副大臣	ピチット・アッカラティット	
天然資源環境大臣	スラサック・カンチャナラット	陸軍大将
デジタル経済社会大臣	ピチエート・ドゥロンカウェロート	
エネルギー大臣	アナンタポーン・カンチャナラット	陸軍大将
商務大臣	アピラディ・タンタラポーン	
商務副大臣	ソンティラット・ソンティジラウォン	
内務大臣	アヌポン・パオチンダー	陸軍大将
内務副大臣	スティー・マークブン	
法務大臣	スワパン・タンユワッタナ	
労働大臣	シリチャイ・ディッサクン	陸軍大将
文化大臣	ウイラ・ローチャポッチャナララット	
科学技術大臣	アンチャカー・シーブンルアン	
教育大臣	ティーラキアット・ジャルンセーション	
教育副大臣	パナダー・ディッサクン	
教育副大臣	スラチエート・チャイウォン	陸軍大将
保健大臣	ピヤサコン・サコンサッタヤトーン	
工業大臣	ウッタマ・サーオナーヨン	

第4節 司法制度

1 タイの司法制度の歴史

タイの司法制度の歴史は、スコータイ王朝時代（1238-1438）まで遡る。当時は、国王が国民間の紛争について判決を下していた。その後のアユタヤ王朝時代（1351-1767）には、法制度が発展し、19世紀末まで続くタイの司法制度の礎を築いた。古代ヒンドゥー教の法律から派生したその法律は、個人の自由と権利に関する基本的なものであり、民事及び刑事問題を取り扱っていた。その後、チャクリー王朝時代（1782-現在）初期の1782年に、このアユタヤ王朝時代の法律が改正され、1805年には「三印法典」と呼ばれる法律が制定された。この「三印法典」が外交政策が開始されたラーマ5世の治世まで国の司法を司った。

タイにおける近代的な司法制度は、1892年、ラーマ5世が法務省を設立し、その法務省の下でこれまでの伝統的な裁判所が再編されたことに始まる。1932年の立憲革命により絶対君主制から立憲君主制へと移行したこと、憲法による司法権の独立が保障された^{注1}。そして、1990年代の民主化・政治改革運動後の1997年憲法により、タイにおける司法制度及び政治制度は大きな変革を遂げた。この1997年憲法においては、新たに憲法裁判所が設立されたほか、既存の司法裁判所から独立した大陸法型の行政裁判所が設置され¹⁷、従来の一元的な司法から多元的な司法へと変化した。また、憲法上の独立機関として選挙委員会、人権委員会、国家検察官（オングズマン）、国家汚職防止取締委員会、国家会計検査委員会が新設され、裁判所とこれら独立機関により政治・行政に対するチェック機能が強化された。

日本の裁判所は最高裁判所の下には特別裁判所が認められず、全ての案件を司法裁判所で扱っているが、タイでは、民事・刑事等を扱う司法裁判所のほか、行政事件訴訟を扱う行政裁判所、軍に関する訴訟を扱う軍事裁判所、憲法問題を審理する憲法裁判所が規定され、2017年新憲法ではこれらの裁判所及び独立機関（前述に加え国家人権委員会を新設）の権限が拡充されている。

2 タイにおける裁判所の種類

（1）司法裁判所

タイにおける司法裁判所は、2017年新憲法において、憲法又は法律がその他の裁判所（行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所）の権限として規定する訴訟以外のあらゆる訴訟を審判し判決する権限を有する^{注2}。

タイの司法裁判所では日本と同じ三審制度が執られており、第一審司法裁判所、上



「三印法典」

出典（タイ司法裁判所 Web ページ）

^{注1} 現在は2017年新憲法第188条

^{注2} 2017年新憲法第194条

訴司法裁判所、最高司法裁判所が存在する。これら三種類の裁判所の合計数は 2016 年時点で全国に 260 か所存在する。第一審司法裁判所には、一般裁判所と専門裁判所があり、一般裁判所では、一般的な民事事件及び刑事事件を取り扱う。専門裁判所には、青少年・家庭裁判所、労働裁判所、知的財産権及び国際取引裁判所、税務裁判所、破産裁判所があり、対象となる事件がどの法律に接触しているかによって、どの第一審司法裁判所で事件を取り扱うかを決定する。今後は専門裁判所として、環境裁判所や選挙裁判所も設立される可能性があると言われている。なお、専門裁判所は、憲法ではなく個別法に規定されている。

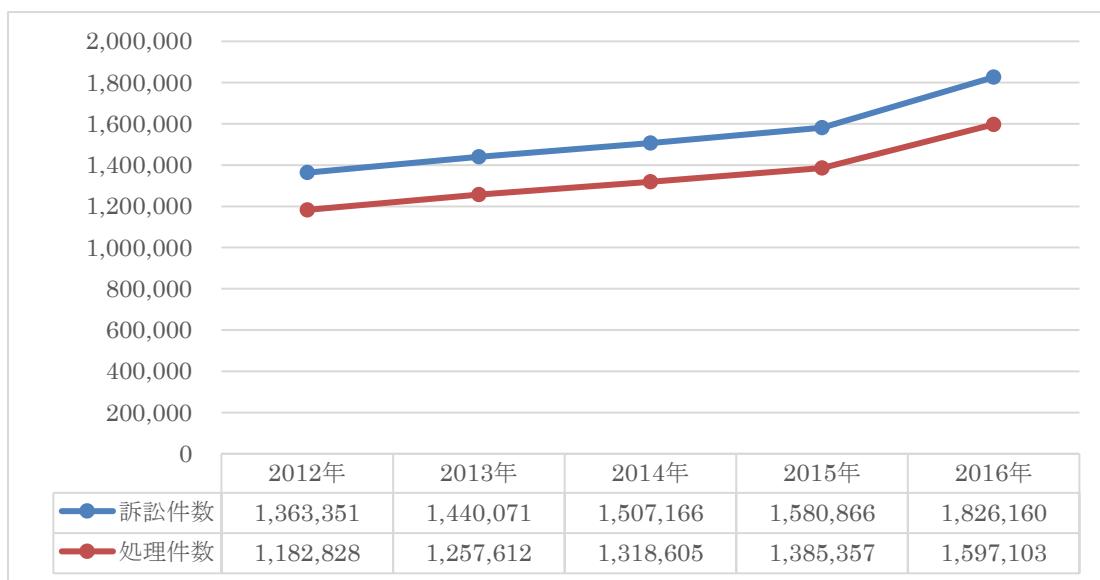
司法裁判所の裁判官の人数は、全国で約 4,700 人いる。その 4,700 人の内には裁判補佐官の人数は含まれていない（2017 年 8 月時点タマサート大学法学部聞き取り）。なお、この裁判補佐官とは、その名のとおり裁判官の補佐的な立場の者で、専門的な内容を取り扱う知的財産権及び国際取引裁判所や家庭裁判所等の法廷の際には、裁判官の他に裁判補佐官も加わる。裁判補佐官は、その業界や周辺業務に携わっている一般人が務める。

司法最高裁判所の裁判官は 100 人以上在籍している。裁判官や検察官になるためには、先ずは司法試験に合格しなければならない。その後 2 次試験がある。2 次試験は裁判官向けの試験と検察官向けの試験に分かれて行われる。1 次試験の合格率は 10% 以下である。年間 2,000～3,000 人が受験して 10 名程度しか裁判官になることができない。なお、受験回数の制限はない。

司法裁判所の裁判官になることのできる年齢条件は 25 歳以上となっており、行政裁判所の裁判官の年齢条件は 35 歳以上となっている。裁判官の定年は実質 70 歳である（60 歳に達した裁判官は 65 歳まで勤務することができ、さらに審査を通過すれば 70 歳まで第一審裁判所の裁判官として勤務が認められるが、裁判長等の役職に就くことはできない）。司法裁判所の裁判官は、まずは第一審司法裁判所に就任し、経験を積むことにより、出世という形で上訴司法裁判所や最高司法裁判所に異動する。しかし、司法裁判所の裁判官が行政裁判所の裁判官へ異動することはできない。

また、司法裁判所で扱われる訴訟件数の推移は下図のとおり。図から分かるように、近年、タイの司法裁判所における訴訟件数は、穏やかに増加している。増加の主な要因は、タイの経済及び社会状況の変化、技術の急速な発展、売買活動の複雑化、教育の多様化等である。

【図3：全司法裁判所における訴訟件数と処理件数の推移】



出典 (Annual Judicial Statistics, Thailand A.D. 2016)

ア 第一審司法裁判所

(ア) 一般裁判所

一般裁判所は、専門裁判所が取り扱わない事件を全般的に審理している。すなわち、一般的な民事事件及び刑事事件は、この一般裁判所で取り扱われることとなる。一般裁判所はタイ全国に約250か所（一部専門裁判所を含む。）設置されており、それぞれの裁判所の管轄権は地理的に決定される。バンコクを除いて全国は9つの管轄地域（地方I～IX）に分割されており、各地方に地方裁判所及び地方簡易裁判所が存在する。地方裁判所では重大な事件を取り扱い、地方簡易裁判所では比較的規模の小さい事件を審理している。訴訟額でいうと20万バーツ以上の事件は地方裁判所、20万バーツ未満は地方簡易裁判所といった違いがある。その他、地方裁判所の法廷では原則裁判官が2人、地方簡易裁判所では1人といった違い等もある。

地方では、民事、刑事、専門裁判等、あまり細かく分類せずに概ね地方裁判所又は地方簡易裁判所で対応している。ただし、バンコクでは年々事件数が増加し、複雑化してきているため、民事裁判所、刑事裁判所、専門裁判所、それぞれが第一審司法裁判所としての役割を担っている。なお、タイの刑罰として有名な不敬罪は刑法第112条によって定められているため、刑事裁判所が担当する。

(イ) 専門裁判所

a 青少年・家庭裁判所

7歳から18歳の青少年が関わる刑事事件及び親権や離婚問題等の家庭に関する事件は、原則この青少年・家庭裁判所において審理される。青少年・家庭裁判所は、バンコクに設置されている「中央青少年・家庭裁判所」と9つの各地方

に設置されている「地方青少年・家庭裁判所」から構成されている。また、当該裁判所における裁判官の定足数は4人であり、2人の裁判官及び2人の裁判補佐官で構成され、その内1人は女性でなくてはならない。

b 労働裁判所

労働裁判所は、労働法や雇用関係に関する事件を取り扱う。労働裁判所は、バンコクに設置されている「中央労働裁判所」と9つの各地方に設置されている「地方労働裁判所」から構成されている。

c 知的財産権及び国際取引裁判所

知的財産権及び国際取引裁判所は、知的財産権及び国際取引に関する民事事件・刑事事件を取り扱う。知的財産権に関する事件には、商標法、著作権法、特許法及び技術移転・ライセンス契約に関するものが含まれ、国際取引に関する事件には、国際的な売買、製品の交換、国際的なサービスや輸送等に関する事件が含まれる。テレビ会議で証人尋問を行うことができたり、書面の提出に電子メールが使えたりと、通常の裁判所より迅速に処理するための様々な取組がなされている。なお、知的財産権及び国際取引裁判所は地方ではなく、バンコクのみに「中央知的財産権及び国際取引裁判所」として設置されている。

d 税務裁判所

税務裁判所は、税金に関する事件を取り扱い、主に税務当局の判断を争う場合に利用される。なお、税務裁判所は地方ではなく、バンコクのみに「中央税務裁判所」として設置されている。

e 破産裁判所

破産裁判所は、破産及び再生案件に係る民事・刑事事件を取り扱う。なお、破産裁判所は地方ではなく、バンコクのみに「中央破産裁判所」として設置されている。

イ 上訴司法裁判所

第一審司法裁判所の判決等に対する不服申し立ては、控訴として、この上訴司法裁判所にされる。上訴司法裁判所は、バンコクにある「上訴司法裁判所」(1か所)、地方における9つの管轄地域(地方I~IX)それぞれに一つずつある「地方上訴裁判所」(9か所)及び専門的な内容を取り扱う「専門上訴司法裁判所」(1か所)の合計11か所の裁判所で構成される。専門上訴司法裁判所は、2016年に新しく出来た裁判所であり、それまでは、第一審司法裁判所における青少年・家庭裁判所以外の専門裁判所からの不服申し立ては原則上訴司法裁判所を経由せず直接最高司法裁

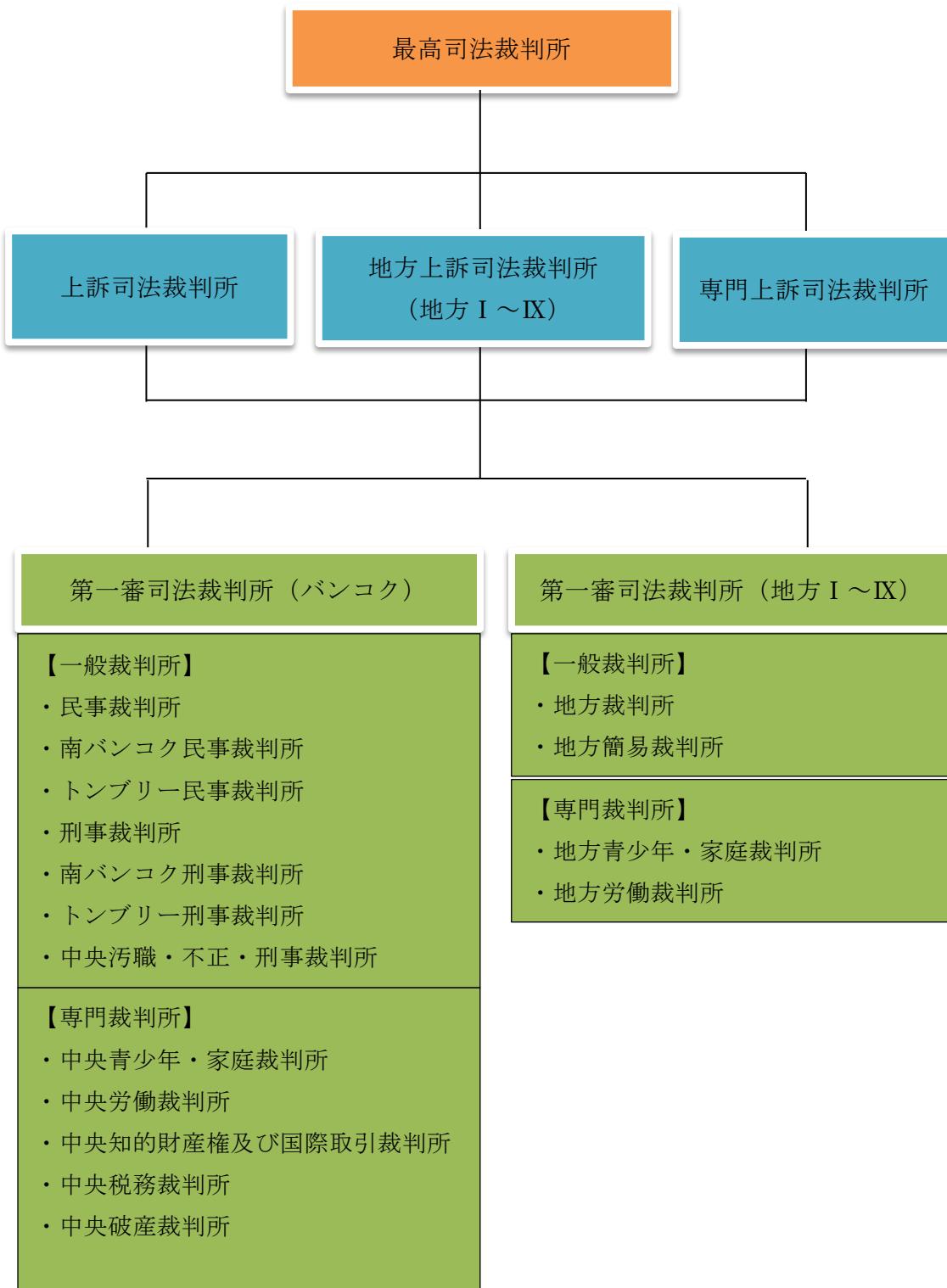
判所へ飛越上告されていた。しかし、専門上訴司法裁判所が出来たことにより、それらの専門裁判所からの不服申し立ては、この専門上訴司法裁判所に控訴されることとなり三審制が執られることとなった。

それぞれの上訴司法裁判所の法廷は、最低3人の裁判官により執り行われる。また、それぞれの上訴司法裁判所には、研究裁判官からなる調査司法部がある。この部署の主な役割は、上訴司法裁判所の裁判官を支援することであり、事件に関連する事実及び法的問題等を調査し、裁判官と共に公正な判決を下すことである。

ウ 最高司法裁判所

最高司法裁判所は、全国でバンコクに1か所のみ設置されており、司法裁判所を統括する最上位の裁判所である。上訴司法裁判所のように、最高司法裁判所にも研究裁判官からなる調査司法部がある。最高司法裁判所の法廷は最低3人の裁判官により執り行われる。

【図4：タイの司法裁判所の組織図】



出典（タイ司法裁判所 Web ページを基に作成）

(2) 行政裁判所

行政裁判所は、2017年新憲法において、法律が定める行政権の行使や行政行為の実施に起因する行政事件を審理し、判決する権限を有すると規定されている^{注1}。

行政裁判所は、最高行政裁判所と第一審行政裁判所で構成されており、原則二審制を執っている。第一審行政裁判所は、バンコクに設置されている中央行政裁判所と地方11か所に設置されている地方行政裁判所に分かれている。行政裁判所の法廷における裁判官の人数は、取り扱う事件の内容によって異なる。

また、行政裁判所の裁判官に関する人事行政は独立していなければならず、最高行政裁判所長官を委員長とし、行政裁判所の裁判官の中の有資格者及び2人以下の過去現在において行政裁判所の裁判官でない者から構成された行政裁判所法務委員会が人事行政を行うものと規定されている^{注2}。

行政裁判所で裁かれる事件は、多くても年間約3万ケースで、その過半数は中央行政裁判所で処理されている。

(3) 軍事裁判所

軍事裁判所は、軍事に関する犯罪を取り扱う裁判所である。被告人が軍事関係者のみの場合であれば軍事裁判所で行われるが、被告人に一般人が含まれる場合は司法裁判所で行う。また、被告が軍人で原告が一般人の場合、一般人は直接軍事裁判所に訴えることができないため、軍事検察官を通して告訴することとなる。

軍事裁判所の裁判官には、軍人しかなることが出来ず、また軍内部における任命により選出される。例えば、軍人で法律の知識がある者や法学部を卒業した者等が任命される。そのため、軍事裁判所の裁判官になるための司法試験が行われているわけではない。また、裁判官の選出方法は、法廷で裁かれる軍人の階級によって裁判官の階級も決まる。つまり、裁判官より階級の高い者を裁くことは難しいため、被告人の階級が高い場合は、裁判官の階級も被告人より高い者が務める。

(4) 憲法裁判所

憲法裁判所は、法令の有効性、法令の適用、政府の行為の合憲性を判断する裁判所であり、バンコクに1か所設置されている。憲法裁判所を利用する事例としては、国会に提出された法案の内容が憲法と矛盾しているのではないか審議する場合等である。

2017年新憲法では、憲法裁判所は裁判所でもなく独立機関でもない、準独立機関として定められた。旧憲法（2007年憲法）では、裁判所を規定した章の中に4つの裁判所（司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所）が規定されていたが、2017年新憲法における裁判所の章では、憲法裁判所を除く3つの裁判所のみ規定さ

注1 2017年新憲法第197条

注2 2017年新憲法第198条

れており、憲法裁判所は別の章に規定されることとなった。章を分けた背景は、憲法裁判所の裁判官は他の3つの裁判官と異なる選出制度を執っている（詳細後述）ため、性質が異なるという理由からである。

憲法裁判所の裁判官は9人のみであり、任期は7年で、国王により任命される。裁判官の選出方法についても憲法に規定されており、9人のうち3人は最高司法裁判所の裁判官として3年以上経験のある者から最高司法裁判所総会を経て選出される。2人は最高行政裁判所の裁判官として5年以上経験のある者から最高行政裁判所総会を経て選出される。残りの4人は人選委員会によって選出される。人選委員会の会長は、最高裁判所長官が議長を務め、選挙委員会や国家検察官（オンブズマン）の代表者が、人選委員会の委員となっている。この人選委員会により憲法裁判所の裁判官候補者を募集し、その候補者の中から人選委員会において決定する。しかし、例外で人選委員会が直接指名することもある。この4人の内1人は、法律の専門家として、タイの大学で5年以上教授を務めた者から選出される。また1人は、政治及び行政の専門家として、タイの大学で5年以上教授を務めた者から選出される。残りの2人は、タイの政府機関において5年以上局長、それ相当の地位又は検察副総長以上の職を務めた者から選出される。

憲法裁判所では、政治が絡んだ難解な事件を判断しないといけないため、このような複雑な裁判官の選出制度を執っている。

また、憲法裁判所の裁判官となるための条件として、出生によるタイ国籍の保持、満45歳以上68歳未満や、学歴は学士以上といった条件があるだけでなく、憲法裁判所の中立的な立場を維持するため、憲法裁判所で裁判官として勤務したことがないことや選挙委員会や国家検察官（オンブズマン）等の独立機関で努めたことがないこと、また政治家としての経験がないこと等も条件とされている。

第5節 憲法における地方自治規定

1 2017年新憲法における地方自治

タイ国憲法においては、その中で地方自治についても規定している。なお、ここでいう地方自治には、中央省庁の出先機関である県（チャンワット）や郡（アンプー）等は含まれておらず、県自治体（オボチョー）や市町自治体（テッサバン）等の地方自治行政（Local Administration）の機関を対象としている。

（1）地方自治の原則

地方自治の原則は、地域住民の意思に基づき、自立性・独立性を持って、地域を統治することと規定されている^注。タイの地方や地域の一番の大きな問題点は収入が少ないとであることから、収入面、財政面において、できるだけ地方自治体に自立性・独立性を与えようとしている。国は、地方自治体の税収と国の税金配分の適切な制度

^注 2017年新憲法第249条

を確立し、地方自治体の収入を確保するための制度を促進、発展させることによって、地方自治体が収入を得ることを保証するとも規定があり、また、国は、地方自治体において十分な公共サービス及び公共活動の実施がまだ可能でない場合、当面は地方自治体を支援するための予算を配分するものとしている。また、地方自治行政法に基づいて地方自治体の行政活動の自由、公共サービスの提供等、自立性・独立性を与えるとも規定している^{注1}。さらに、その指導管轄については、地域の住民の利益、国全体の利益を保障するために必要に応じて行うこととされている。

しかし、このように規定されている一方、実際は、中央政府がほとんどの税金を徴収しており、その税収の一部を地方に分配している状況である。

1990 年代後半、タイでは地方分権が推進され、2000 年の地方分権化計画及び手続法において、中央政府は年度予算を決める際には、全体の税収のうち 35%以上は地方に配分しないといけないと定められた。しかし、分配金の使途を調べた結果、地方自治体で余分な支出をしていることが判明したため、2017 年新憲法では、地方に配分するための基本法は作らないこととなった（地方に配分する基準を設けていない）。

(2) 住民参加

地方議会の議員は、選挙によって選出され、地方自治体の首長は、地域住民による直接選挙又は地方議会の承認によって選出される。ただし、特別地方自治体の首長の選出においてはこの規定に従わなくてよいとされているが、選出に当たっては住民参加を考慮しなければならない^{注2}。

また、地方自治体において投票権を有する者は、法律で定める規則、手続及び条件に従って、条例規則の提案又は地方議会議員又は首長の解任のための署名活動を行う権利を有する^{注3}。

その他、地方自治体、地方議会及び首長は、情報及び施策の結果を住民に開示し、住民が行政に参加できる仕組みを作ることと規定されており^{注4}、地方自治の透明性と共に住民参加型の行政を目指している。

(3) 人事管理

2017 年新憲法では、地方自治体の人事管理について規定されている^{注5}。地方自治体職員の人事は、それぞれの地域の適性及び必要性に従わなければならないとし、共通の基準の下、地方自治体間で相互の開発及び人事異動が可能であるとしている。なお、県自治体（オボチヨー）や市町自治体（テッサバン）、タムボン自治体（オボトー）等規模の異なる自治体であっても、同じ地方自治体とみなしているため、制度的には

注1 2017 年新憲法第 250 条

注2 2017 年新憲法第 252 条

注3 2017 年新憲法第 254 条

注4 2017 年新憲法第 253 条

注5 2017 年新憲法第 251 条

これらの自治体間異動も可能である。また、憲法には規定されていないが、地方自治体と中央省庁間（国の出先機関含む）の異動も可能である。

これまでの憲法においても、異なる自治体間の人事異動は可能であるとしていたが、実際には、バンコク都を除く自治体の間ではこのような人事異動はほとんど行われていない。その理由としては、人事異動を希望しても、受け入れ側の了解が得られないと成立しないからである。これらの現状も踏まえ、この条文では、自治体間の人事異動等が行われるようにするためにも、各地方自治体の人材が一定レベルの能力になることを目的としている。

2 2017 年新憲法と旧憲法（2007 年憲法）における地方自治規定に関する相違点

旧憲法（2007 年憲法）と比べ 2017 年新憲法では、地方自治に関する条項の数が減った。旧憲法（2007 年憲法）では 10 の条項があったが、2017 年新憲法では 6 つの条項となった。しかし、内容にはあまり変更ではなく、条文の構成を見直しただけであることが読み取れる。

なお、旧憲法（2007 年憲法）との相違点については下表に整理した。

【表 4 : 2007 年憲法と 2017 年新憲法の相違点】

項目	2017 年新憲法	旧憲法(2007 年憲法)との相違点
地方自治の原則	地方自治の原則は、地域住民の意思に基づいた自治であること。 (第 249 条 1 項)	旧憲法(2007 年憲法)と同じ原則
地方自治体の設立	地方自治体設立の要素は、 1) 地域住民の意思 2) 3 つの自治能力 2.1) 歳入 2.2) 人口数と人口密度 2.3) 担当の地域 (第 249 条 2 項)	旧憲法(2007 年憲法)では、「地方自治が可能な地域は地方自治体として設立する権限を有する」と広範な原則のみ定めていたことから、2017 年新憲法では具体的な設立要素を明記。
地方自治体の責務と権限	地方自治体は以下のとおり責務及び権限を有する。 1) 公共サービスを管理・実施すること。 2) 持続可能な発展の原則に基づき、地域住民に役立つことを目的とした公共活動を実施すること。	<ul style="list-style-type: none">2017 年新憲法では、地方自治体の責務及び権限として公共活動を実施する部分が新たに追加された。旧憲法(2007 年憲法)では記載していた、①芸術、慣行、地域の知恵及び地域における善良の文化、並びに②環境保全・促進、について

	<p>3) 教育に関する運営を促進・支援すること。 (第 250 条 1 項)</p>	ては 2017 年新憲法においては規定していない。
公共サービス又は公共活動の実施形態	<p>1) 地方自治体は法律の定めにより公共サービス・公共活動を実施することができる基幹組織である。 (第 250 条 2 項)</p> <p>2) 地方自治体は、地方自治体が直接実施するよりも地域住民に利益が大きい場合、以下のようないくつかの権限を有する。</p> <p>2.1) 民間又は公的機関と共同運営する。</p> <p>2.2) 民間又は公的機関に委ねる。 (第 250 条 3 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年新憲法は、公共サービス・公共活動の実施における形態に付け加え、地方自治体は「民間又は公的機関と共同運営する」又は「民間又は公的機関に委ねる」とができると規定した。 旧憲法(2007 年憲法)では規定されていた、地方自治体において公共サービスを実施することを目的とした「組織の設置」又は「組織の共同設置」といった形態にかかる記載は、2017 年新憲法においては削除された。
地方自治体の歳入	<p>国は、地方自治体が責務及び権限に基づいて実施できるように十分な収入を得られる仕組みを構築しなければならない。</p> <p>(第 250 条 4 項)</p> <p>なお、歳入源は以下のとおり</p> <p>1) 税金制度又は国からの税金配分</p> <p>2) 地方自治体が自ら得られる歳入</p> <p>地方自治体にとって十分な歳入がない間は、国は補充予算を配当しなければならない。</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似
地方自治体の独立性	<p>地方自治体の独立性は、以下のとおり。</p> <p>1) 行政の運営</p> <p>2) 公共サービスの提供</p> <p>3) 教育の促進と支援</p> <p>4) 地方財政</p> <p>5) 地方自治体の監督及び監視</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似

	(第 250 条 5 項)	
地方自治体への監督	<p>地方自治体への監督は必要最低限で行われなければならない。</p> <p>1) 地域又は国民全般の利益を保護すること。</p> <p>2) 不正行為を予防すること。</p> <p>3) 効率的に予算を使うこと。</p> <p>監督はそれぞれの地方自治体における差異及び適性を考慮しなければならず、利益相反の防止措置を講じ、地方自治体における業務への干渉を防止する措置を講じなければならない。</p> <p>(第 250 条 5 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年新憲法では、必要最低限の監督に係る目標を付け加え、その目標を不正行為の防止及び効率的に予算を使うことであるとした。 2017 年新憲法では、利益相反及び地方自治体における業務への干渉を防止する措置を講じなければならないことを追加した。
地方自治体における職員の人事管理	<p>地方自治体における職員の人事管理は、</p> <p>1) 業績主義</p> <p>2) 地域又は地方自治体ごとに、適切かつ必要性に委ねる。</p> <p>地方自治体間の職員の交換又は改善できるように基準を設けること。</p> <p>(第 251 条)</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似
地方議会議員及び地方自治体の首長の選定	<p>地方議会議員は選挙により決定する。</p> <p>地方自治体の首長は選挙又は地方議会の承認により決定する。</p> <p>特別地方自治体の場合、首長は他のいかなる方法により決める事も可能であるが、住民の参加という観点を考慮しなければならない</p> <p>(第 252 条)。</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似

地方自治体の運営における透明性	<p>地方自治体、地方議会及び首長は以下のことをしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 情報公開すること。 2) 国民に施策の結果報告すること。 3) 住民を行政に参加させる仕組みを作ること。 <p>(第 253 条)</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似
住民参加	<p>住民は、以下の目的のために署名活動を行う権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 条例規則の提案 2) 地方議会議員又は首長の解任 <p>(第 254 条)</p>	旧憲法(2007 年憲法)の原則に類似

出典 (King Prajadhipok's Institute 提供資料を基に作成)

第3章 地方財政制度

第1節 概要

クレアレポート「タイの地方自治～第1編　概要・地方行政体制・実例編～」でも述べたとおり、タイにおける地方自治体数は7,853（2016年11月現在）あり、それぞれ産業構造、人口規模、その自然的・歴史的条件等も異なっており、これらに即応して様々な行政活動が行われている。

地方財政は、このような地方自治体の行政活動を支えている個々の地方自治体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、地域経済及び住民生活上大きな役割を担っている。

タイでは、1997年憲法の改正で地方分権の視点が多く盛り込まれたほか、地方自治に関する選挙制度が規定されるなど大きな分岐点となった。これまで地方自治体はあくまで内務省の1組織でしかなかったが、1997年の憲法改正を契機に地方分権が本格化した。

そして、1997年憲法の改正を受け、体制としては、2000年に地方自治体の分権推進及び自立した財政運営の促進を図ることを目的とした「地方分権委員会」が首相府に新設され、2002年には内務省に地方自治体の行財政能力向上等を支援する機能を有する「自治振興局」が設置された。

また、財源については、1999年11月に定められた「地方分権推進法」では、国家歳出に占める地方歳出の割合を2001年までに20%、2006年までに35%とすることとし、中央政府及びその地方出先機関から地方自治体に交付金や補助金として支出し、地方自治体の分権を一層推進することが規定された。併せて、地方自治体へ移管する業務については、2001年から中央政府50局の245業務が原則4年（最長10年）の間に地方自治体に移管することが規定された。

しかし、中央政府から地方自治体への権限移譲については予定どおりには進まず、2006年の地方分権推進法改正時に、財源移譲に関する「35%以上」の規定は削除されており、現在では中央政府の歳入の27～28%を地方自治体に分配するような運用がなされている。さらに、地方自治体の自主財源は10%程度しかなく、中央政府からの交付金や補助金に大きく依存している。

タイでは、地域間の財源格差が大きく、2012年の1人当たり所得については、タイ東北部はバンコク都の37%しかない状況である。従って、自治体間の税収格差も大きく、税源が偏在している状況では、地方自治体が安定的かつ継続的に行政サービスを提供するためには、中央政府からの交付金や補助金が非常に重要な財源となっており、実際に大きな役割を果たしている。

このようにタイでは地方自治体の財政面での自主自立が大きな課題となっており、本章では自治体運営において最も重要な基盤である地方財政について述べる。

1 地方自治体予算の形状

タイにおける地方自治体の予算については、1998年に策定され、2000年に改訂さ

れた「地方自治体の予算に関する内務省規定」(以下「予算規定」という。)において以下のとおり規定されている。

- ・地方自治体の年度歳出について、年度歳入予算と共に編成すること。
- ・地方自治体の年度歳出予算は、一般歳出予算と特定目的歳出予算（日本の特別会計に相当）に分けられる。
- ・地方自治体は、地方議会の可決があれば、特定目的歳出予算を編成することができる。

このほか、予算科目や追加予算（補正予算）、予算の編成方法、予算の流用、予算管理、予算成立後の報告（公表）等、予算に関する全般的な事項について 42 の条文が規定され自治体予算の基盤とされているが、各項目の詳細については別途地方行政局が定めたとおりとする、とされているものも多い。

2 予算編成

タイの会計年度は前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までであり、地方自治体における予算編成に係るスケジュールは概ね下表のとおりである。

特徴的な点は、予算編成開始時の住民ヒアリングの実施についてであり、内務省が規則により定めている。公募により各地方自治体において選定手続等を決めることがとされており、人数等については内務省が規則により定めることとされているが、実際は各地方自治体の裁量により運営されている。ヒアリングにより得られた意見は、予算・計画に可能な限り反映しなければならないとされている。本手法は予算編成だけでなく、各地方自治体で作成されている中長期プロジェクトである「地域開発計画」の策定等でも用いられている。

なお、地方自治体の予算編成については、憲法において自治体の長は 8 月 15 日までに議会に予算案を提出しなければならないとされている。提出が規定の期日に間に合わない場合には、予算規定では、各地方自治体長は議会の承認を得て、県自治体（オボチヨー）と市町自治体（テッサバン）は県知事へ、タムボン自治体（オボトー）は郡長へ報告することとされている。また、市町自治体（テッサバン）のみ市町自治体長から議長に対する個別の説明が必要とされている。

また、予算案は議会の 3 分の 2 以上の賛成を条件に議長が決定することとされている。

【表5：地方自治体における予算編成スケジュール】

1・2月	予算編成開始 フレームワーク及び住民ヒアリングの実施 予算提出
3・4月	財政部局による原課からのヒアリング
6月	予算原案作成
8月	首長（首脳部）審議、議会へ予算案の提出、議決（8月末）
9月	【市町自治体（テッサバン）及びタムボン自治体（オボトー）】 県知事へ提出（不承認の場合は自治体へ戻し、議会で再審査し、過半数以上の承認でそのまま予算が成立）
9月末	予算成立 ※公布後15日以内に県自治体（オボチヨー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長又は副郡長に報告
10月1日	新年度予算執行

3 地方自治体の財政規模

タイの2018年度（2017年10月1日～2018年9月30日）における中央政府の歳出・歳入予算総額は2兆9,000億バーツである。この内、借入金（4,500億バーツ）を除く中央政府の歳入予算総額は2兆4,500億バーツである。この内の地方自治体への移転額（分配税び補助金）は3,789億バーツで、地方自治体自身の歳入予算（税収等）総額3,419億バーツに政府からの移転額3,789億バーツを加えた地方自治体全体の歳入予算総額は7,208億バーツである。

借入金を除く中央政府歳入予算総額（2兆4,500億バーツ）に対する地方自治体全体の歳入予算額（7,208億バーツ）の比率は、29.42%となっている。

本比率（29.42%）については、前述のとおり、地方分権推進法では国家歳出の35%以上を地方自治体の歳出とすることと規定されていたが、2006年の同法改正時に削除され、調査時点では中央政府歳入の主に27～28%程度となるよう運用されていることを表している。

中央政府歳入予算額に対する地方自治体全体の歳入予算額の比率の推移については、表6のとおりである。

【表6：歳入予算額比率推移】

(単位：百万バーツ、%)

年度	A 中央政府 歳入予算総額 (借入金を除く)	B 地方自治体の歳入全 体（中央政府からの分 配税・補助金を含む）	中央政府・地方自 治体の歳入予算 比率 B/A
2011	1,650,000	431,305	26.14
2012	1,980,000	529,979	26.77
2013	2,100,000	572,670	27.27
2014	2,275,000	622,625	27.37
2015	2,325,000	646,350	27.80
2016	2,330,000	656,239	28.16
2017	2,343,000	687,892	29.36
2018	2,450,000	720,822	29.42

出展（地方自治振興局提供資料

及び「THAIAND'S BUDGET IN BRIEF FISCAL YEAR 2018」）

4 財政運営

(1) 外部からの資金調達

地方自治体が財政上必要とする財源を外部から調達する手段としては、タイでは地方債の発行と金融機関等からの借入金が認められている（1953年市町自治体（テッサンバン）法及び1997年県自治体（オボチヨー）法。なお、タムボン自治体（オボトー）については、地方債の発行及び金融機関等からの借入金は認められていない。

① 地方債

地方債の発行は、地方自治体にとって、公共施設整備等の投資のため、長期的に資金調達が可能となる一つの選択肢であり、直接資金主から資金調達できることが利点である。また金融機関からの借り入れより利子が低い場合が多く、地方自治体の信頼性を高め、国民の資産の保有方法の選択肢が増えるといった利点も見込まれる。

地方債については、地方分権推進法において、地方自治体の地方債発行については、内務大臣の許可の下で各自治体が地方債を発行することができるとされた。しかしながら、地方債発行はどの自治体においても行われておらず、2017年調査時点で、地方債を発行した自治体はないだけでなく、発行に必要な手続を定めた自治体もないのが現状である。

② 借入金

タイの地方自治体における外部からの資金調達手法としては、借入金が一般的である。借入先としては、①タイ政府系商業銀行（タイ政府貯蓄銀行（GSB）、クルンタイ銀行（KTB）等）、②自治体の決算余剰金の一部を拠出金として内務

省で管理、運用しているトラストファンドの2つがある。

この内、①政府系商業銀行については総額300億から400億バーツが借入可能であり、2017年調査時点での地方自治体全体の借入総額は公表されていないが、2012年時点での借入総額は180億バーツであった。

②トラストファンドは地方自治体全体の基金として運用されており、そこからの借入については、各自治体の拠出金総額の3倍までが認められており、拠出金以下の借入分については無利子とされている。また、返済期間は10年とされ、金利については①政府系商業銀行の利率を採用している。

地方自治体での借金の制限は特段なく、5,000万バーツ以内であれば自治体の長の裁量とされているが、5,000万バーツを超える場合には事前に内務大臣の許可が必要とされている。なお、借金を行うに当たり、議会等で支払能力についての審査が行われている。

なお、日本のように借金の返済に関する公債費比率等の財政状況を客観的に示す指標はない。

(2) 基金

内務省が管理、運用するトラストファンドは県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）で分かれており、それぞれ事業奨励基金として運用されている。なお、各基金の詳細については下表7のとおりである。

【表7：基金推移】

(単位：バーツ)

基金	県自治体事業奨励基金	市町自治体事業奨励基金
根拠規定	地方自治体事業奨励基金 についての内務省規定 (2014年)	市町自治体事業奨励基金 についての内務省規定 (2014年)
2015年度積立額	320,681,314.15	1,152,021,718.89
2015年度返済額	405,408,819.14	411,739,364.98
2015年度貸付額	677,026,268.15	1,085,418,269.25
2015年度運営費	54,573,107.08	73,982,626.70
2015年度末残高	5,824,764,534.36	19,831,301,666.29

※タイの会計年度は10月1日～9月30日であるため2015年度は2014年10月1日～2015年9月30日の期間となる。

トラストファンドへの拠出金については、決算収支が黒字であった場合に、県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）は10%を積み立てなければならないとされ、残る90%については各自治体において使途は自由とされている。

また、タムボン自治体（オボトー）においては、決算収支の黒字部分についてトラストファンドへの積立義務はないが、25%については予備財源として担保（積立）とし、残る75%については特別な投資的な経費に使用することができるとされている。予備財源を使用する場合には、議会の承認及び県知事の許可が必要とされている。

タイの各自治体の積立については調査時点で公表されていない。

なお、日本の自治体は各団体で様々な基金を保有しており、このうち、年度間の財源調整のために活用する財政調整基金については、地方財政法（昭和23年法律第109号）において、各年度の決算剰余金の1／2を下回らない金額を積み立てるか地方債の繰上げ償還の財源に充てることとされている¹。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の流用は、予算規定において以下のとおり定められている。

- ・ 各歳出予算の流用は各自治体長の承認権限
- ・ ただし、投資予算に係る歳出予算の流用又は新規の歳出予算として計上するための流用は議会の承認権限

日本では原則、議決科目の款及び項を超える流用が認められていないことと比較し、より柔軟に流用が行えるようになっている。

(4) 補正予算

年度途中の予算の修正に関して、タイでは「追加予算」という名称を用いている。日本では最終補正等で予算の減額補正を行うことがあるが、タイでは減額補正を行っていないことが特徴である（唯一、2008年のいわゆる「リーマンショック」時に当初見込んでいた税収の大幅な減収に伴う減額補正を行っている）。

予算規定では以下のとおり定められている。

- ・ 追加歳出予算は年度歳出予算と同様に歳出予算として定める。
- ・ 追加歳出予算を定めるには、承認された年度歳出予算が歳出に不十分新たな歳出を立てる必要があるて初めてできるもの。これについては、歳入予算に立てていない歳入又は年度歳入の余剰収入を財源として支出するというようにその歳出予算に表示すること。
- ・ 議会承認後公布し、15日以内に県自治体（オボチョー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長（アンプー長）又は副郡長（副アンプー長）に報告すること。

(5) 予備費

大規模災害対応や突発的な行政需要に対応できるように、タイ中央政府、地方自治体共に、日本の予備費に相当する特別枠の予算を計上している。中央政府では

¹ 地方財政法第4条の3

100憶バーツ、地方自治体では100万バーツ以上が計上されている。支出に当たっては、中央政府においては内閣の決議、地方自治体においては議長の権限で支出することができる。

(6) 予算の繰越し

次年度への予算の繰越し又は次年を期限としている場合の当該期限の延長については議会の承認が必要とされている。また、承認後は、補正予算同様に公布し、15日以内に県自治体（オボチヨー）と市町自治体（テッサバン）については県知事に、タムボン自治体（オボトー）については、郡長（アンプー長）又は副郡長（副アンプー長）に報告することされている。

(7) 決算

決算の認定手続については2004年に内務省の法律により規定され、9月30日より90日以内に、議会へ報告することが義務付けられている。その後、憲法で定められた国の監査機関へ報告し、認定を受けることとなる。

決算について監査機関で異議等があれば15日以内に県知事へ報告することとされ、県知事より該当の自治体へ報告を行い、30日以内に異議内容について検討を行うこととされている。また、45日以内に、県の監査機関へ報告したのち、県の監査機関から国の監査機関へ報告を行うこととされている。

監査機関からの指摘事項として多いことは、金銭の紛失についてで、その場合には担当者に補てんさせるという対応を取っている。また、汚職等については処罰され、必要に応じて委員会を設置し検討を行うこともある。

第2節 地方自治体の歳入歳出予算科目

1 概要

タイの地方自治体における現行の歳入歳出予算科目については、2013年7月16日付で、タイ国内務省自治振興局規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」が公布され、2014年度予算から運用が開始されている。

それまでは内務省の2000年「地方自治体の予算手続に関する内務省規定」、2002年及び2003年「省庁局改革法」、「行政事業運営及び権限譲渡に関する法令」に基づいた「内務省規定の改定に関する内務省規定」等による運営がされていたが、これらの関連規定が一本化された形となった。

歳入歳出予算については、日本の公会計のような目的別（款項目）と性質別（節区分）の予算科目ではなく、大科目、中科目（部）、小科目（種別）という3段階による予算科目構成となっている。各科目の詳細については後述する。

2 岁入予算科目

歳入予算科目は、大きく自主徴収歳入、分配税、補助金、その他の歳入の4つの科

目から構成され、それぞれ以下のとおり規定されているである。

(1) 自主徴収歳入

その名のとおり自治体が自ら徴収する歳入で、①税金、②手数料・罰金・許可料、③資産による歳入、④光熱水費及び商業による歳入、⑤その他歳入、⑥資本からの歳入の6つの部があり、それぞれ下表8のとおり規定されている。

いずれも地方自治体が権限を持って徴収するもので、③資産による歳入の部については、利子や配当金又は賃貸、役務提供によって、資産により利益を生む収入又は地方自治体が所有又は管理している資産、場所、土地、建造物に係る歳入を計上している。また、⑥資本からの歳入については、地方自治体が法令等によって売却ができるとされている資産の売却収入を計上することとされている。

予算規則において、地方自治体の特定事業のための寄附金については、その金額内で支出や債務を負うことができ、地方自治体の歳入として計上する必要がないとされている。ただし、その残金や、寄附者から使途が定められていない寄附金については、歳入として計上することとされている。このほか、損害賠償金や資産を毀損させた際の弁償金による収入及びこれによる資産等の復旧に要する支出についても歳入・歳出予算計上は不要とされている。

このように、あらゆる収入を歳入予算として計上しなければならない日本と異なっている。

(2) 分配税

中央政府が徴収した税を地方自治体へ分配するもので、中央政府が地方自治体の代わりに徴収する税（国税と同じく課税標準に対して地方税率を付加して課税し、国が国税の部分と一緒に地方税の部分も徴収して地方に還付するものであり、事業税、付加価値税、酒税、物品税、賭博税がある。）と中央政府が徴収してその一部を分配する税（地方分与税。法律上は地方税であるが政府機関が徴収するものであり、主に自動車車両税がある。）の大きく2つあるが、それぞれは項目別に区分されておらず、税目毎に種別として区分されている。

(3) 補助金

中央政府から地方自治体へ交付される補助金で、一般補助金と特別補助金がある。

3 歳入予算科目一覧

【表8：歳入予算科目一覧】

予算／部	種別
1 自主徴収歳入	
1.1 税金の部	(1) 土地・建物税 (2) 土地開発税 (3) 看板税 (4) と殺税 (5) ツバメの巣税 (6) たばこ販売による県自治体維持税 (7) 石油・ガス販売による県自治体維持税
1.2 手数料、罰金、許可料の部	(1) ホテル宿泊に関する県自治体維持手数料 (2) 屠殺及び肉販売に関する手数料 (3) 肉販売証明捺印手数料 (4) 酒販売許可に関する手数料 (5) 賭博許可に関する手数料 (6) 駐車整理に関する手数料 (7) 建物管理に関する手数料 (8) ごみ収集輸送手数料 (9) 粪便汚物収集輸送手数料 (10) 食品販売及び食品保管場所証明書発行手数料 (11) 墓地及び火葬場に関する手数料 (12) 広報掲示板の掲示・設置、ビラ配布手数料 (13) 住民登録に関する手数料 (14) 身分証明書に関する手数料 (15) 予防接種手数料/予防接種証明書手数料 (16) 狂犬病に関する手数料 (17) 動物の押印手数料 (18) 土地法第9条による手数料 (19) 環境影響報告作成権者許可証申請手数料 (20) 環境影響報告作成権者許可証手数料 (21) 管理者許可証申請手数料 (22) 管理者許可証手数料 (23) サービス請負許可証申請手数料 (24) サービス請負許可手数料 (25) 医療手数料 (26) 国家環境質保護促進に関する手数料

	(27) 排水処理に関する手数料 (28) 生活雑排水に関する手数料 (29) 商業登記手数料 (30) ごみ処理手数料 (31) その他手数料 (32) 駐車整理法違反者罰金 (33) 陸上交通法違反者罰金 (34) 火災予防及び消防法違反者罰金 (35) 都市清潔秩序維持法違反者罰金 (36) 住民登録法違反者罰金 (37) 身分証明書法違反者罰金 (38) 衛生法違反者罰金 (39) 狂犬病法違反者罰金 (40) 地方法令及び規定法違反者罰金 (41) 契約違反罰金 (42) 商業登記法違反者罰金 (43) その他罰金 (44) 汚物収集輸送許可証料金 (45) 汚物処理許可証料金 (46) 健康有害事業の商業許可証料金 (47) 食品販売及び200平方メートル以上の厨房又はその他食品を保管する場所の設置許可証料金 (48) 公共の場所や公共道路での商品販売許可証料金 (49) 民間市場の設置許可証料金 (50) 建物管理に関する許可証料金 (51) 拡声器による広報に関する許可証料金 (52) その他許可証料金
1.3 資産による 収入の部	(1) 土地賃貸料 (2) 場所の賃貸や役務提供による料金 (3) 利子 (4) 配当金や各種賞金 (5) 法規定による報酬料 (6) その他資産による収入
1.4 光熱水及び 商業による歳 入の部	(1) 水道事業からの援助金 (2) 質店からの援助金 (3) 特定事業からの地域援助金 (4) 光熱水や商業等の事業譲渡からの収入又は積立金 (5) ホテル事業援助金

		(6)光熱水及び商業からの収入 (7)その他光熱水からの収入
	1.5 その他歳入の部	(1)医薬品販売料 (2)廃物販売料 (3)寄付者からのお金 (4)図面販売料 (5)図面作成料 (6)様式や申請書販売料 (7)抄本や複写の証明料 (8)図書館メンバー登録料 (9)その他雑収入
	1.6 資本からの歳入の部	(1)資産の競売料 (2)その他資本からの収入
2 分配税		
	2 分配税の部	(1)自動車税及び手数料 (2)分権法による付加価値税 (3)県行政体法による付加価値税 5 % (4)歳入分配法による付加価値税 (5)特定事業税 (6)酒税 (7)物品税 (8)賭博税 (9)たばこ税 (10)漁業税 (11)森林法による権利使用料及び手数料 (12)鉱山権利使用料 (13)石油権利使用料 (14)国立公園法による料金の徴収 (15)土地法による権利登記や法律行為手数料 (16)漁業権利使用税 (17)地下水使用手数料 (18)その他分配税
3 補助金		
	3.1 一般補助金の部	(1)地方自治体のための一般補助金 (2)権限義務及び譲渡された使命を実施するための一般補助金
	3.2 特別補助金の部	(1)地方自治体のための特別補助金

4 その他の歳入		
4 その他の歳入の部	(1) その他歳入	

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

4 歳出予算科目一覧

歳出予算科目は大きく管理的経費と一般行政経費の2つで構成される。

(1) 管理的経費

管理的経費とは、地方自治体が支払う責任を持ち、各部門の支出用に配分するために定めた歳出のことと、以下のとおり規定されている。

【表9：管理的経費種別】

予算／部	種別
債務償還等	(1) 元本返済金 (2) 利息返済金 (3) 社会保険基金積立金 (4) 歳出予算援助金（水道業） (5) 歳出予算援助金（質屋業） (6) 歳出予算援助金（その他プロジェクト） (7) 高齢者手当 (8) 障害者手当 (9) エイズ患者手当 (10) 準備金（災害時等） (11) 義務のある支払い（国民健康保険基金等） (12) 特別援助金
退職金及び年金	(1) 地方公務員退職金年金基金積立金 (2) 年金受給者生活費援助金 (3) 年金受給者特別援助金 (4) 地方転勤公務員退職金年金 (5) 地方転勤公務員年金受給者特別援助金 (6) 教員退職金年金 (7) 教員年金受給者特別援助金 (8) 年金受給者医療費 (9) 常勤職員退職金 (10) 年金受給者子女教育援助金 (11) 公務員退職金年金基金積立金 (12) 常勤職員退職金基金積立金 (13) 公務員早期退職プロジェクト

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

(2) 一般行政経費

一般行政経費とは、特定部門が行う計画に基づく事業又はプロジェクトに係る歳出のこととで、人事予算、実務予算、投資予算、補助金予算、その他歳出の5つで構成され、それぞれ詳細は以下のとおり規定されている。

ア 人事予算

人事に係る歳出で、特別職及び一般職に係る月給、常勤賃金、臨時賃金、一時雇用職員報酬等がある。

【表 10：人事予算種別】

予算／部	種別
月給、常勤賃金、臨時賃金の部	
月給（特別職）	(1)自治体長／副長月給 (2)自治体長／副長役職報酬金 (3)自治体長／副長特別報酬金 (4)市長自治体長、タムボン自治体長秘書／顧問報酬金 (5)県自治体長秘書／顧問給料 (6)地方自治体議会議員報酬金 (7)その他報酬金
月給（一般職）	(1)職員月給 (2)職員追加金（特別言語、一時物価給等） (3)役職手当 (4)学識手当 (5)常勤職員賃金 (6)常勤職員の各種追加金（一時物価給等） (7)臨時雇用職員報酬金 (8)臨時雇用職員の各種追加金（一時物価給等） (9)ハードシップ手当 (10)地方転勤職員給料 (11)地方転勤職員の各種追加金（特別言語、一時物価給等） (12)その他

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

イ 実務予算

定期業務管理のために決めた歳出で、報酬金、支出費、資材費、光熱水費があり、下表 11 のとおり規定されている。報酬金については地方自治体に従事する者への報酬費、支出費については（インフラ通信以外の）役務を得るために歳出で接待、式典、及び他の歳出科目に当てはまらない公務従事に関する歳出や保全修繕費と規定されている。

また、資材費については、使用されることで消耗し、無くなり、状態が変化し、元の状態にならない物品を得るための支出で、光熱水費は、光熱水のほか通信サービスに係る支出も含む。

【表 11：実務予算種別】

予算／部	種別
報酬金、支出費、資材費の部	
報酬金	(1) 地方自治体の利益になる公務従事者報酬金 (2) 会議手当 (3) 時間外勤務手当 (4) 家賃 (5) 子女教育援助金 (6) 医療援助金 (7) 子女援助金
支出費	(1) 役務を得るための歳出（役務請負等の費用） (2) 接待、式典に関する歳出 (3) 他の歳出科目に当てはまらない公務従事に関する歳出（選挙、運動会等の費用） (4) 保全修繕費（通常通り使用できるよう資産を保全修繕するための支出）
資材費（※2）	(1) 事務用品 (2) 電気及びラジオ資材 (3) 家屋及び厨房資材 (4) 栄養補助食品費（牛乳） (5) 学生の昼食費 (6) 建築材 (7) 車両及び輸送手段資材 (8) 燃料及び潤滑剤 (9) 科学及び医療資材 (10) 農業資材 (11) 広告及び広報資材 (12) 服装資材 (13) スポーツ資材 (14) コンピュータ資材 (15) 教育資材 (16) 消火器資材 (17) 野外用品資材 (18) 調査資材

	(19) 音楽資材 (20) その他資材
光热水費の部	
光热水費	(1) 電気代 (2) 水道代、地下水代 (3) 電話代 (4) 郵便代 (5) 通信費

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

ウ 投資予算

投資のための歳出科目で、耐久財費、土地及び建造物費があり、下表 12 のとおり規定されている。耐久財費については、耐久性のある物品に係る経費で、個当たり又はセット当たりの単価が 5,000 バーツを超えるもの、土地及び建造物費については、土地及び建造物を取得するための支出で、その土地及び建造物に属するあらゆるものを含むと規定されている。

【表 12：投資予算種別】

予算／部	種別
耐久財、土地家屋歳出の部	
耐久財費	(1) 事務用耐久財 (2) 教育用耐久財 (3) 車両や輸送用耐久財 (4) 農業用耐久財 (5) 建築用耐久財 (6) 電気とラジオ用耐久財 (7) 広告及び広報用耐久財 (8) 科学又は医療用耐久財 (9) 家屋や厨房用耐久財 (10) 工場用耐久財 (11) 消防用耐久財 (12) スポーツ用耐久財 (13) 調査用耐久財 (14) 武器耐久財 (15) 音楽及び芸術用耐久財 (16) コンピュータ用耐久財 (17) その他耐久財 (18) 耐久財の保全改善費

土地及び建造物費	<p>(1) 電気系統とその機器を設置するための費用で、公務建物や施設工事と同時、或いは工事の後に初めて設置するもの。</p> <p>(2) 水道系統とその機器を設置するための費用で、公務建物や施設工事と同時、或いは工事の後に初めて設置するもの。</p> <p>(3) 土地購入又は交換する費用</p> <p>(4) 農産物補償費</p> <p>(5) 土地収用費</p> <p>(6) 土地充填費</p> <p>(7) 各種建物</p> <p>(8) 宿泊施設の増築又は改造費</p> <p>(9) 公共施設建設費、公共サービスに関する建築費 - 自治体庁舎、公務施設 - 図書館、博物館 - 学校、カレッジ、大学 - 病院、保健所 - 公園、運動場 - 消防署、警察署</p> <p>(10) インフラの工事費、下水、輸送系統等地上工事費 - 鉄筋コンクリート構造道路の建設費 - 下水の建設費等</p> <p>(11) 土地及び建造物の保全・改善費 - 下水系統の改善費等</p> <p>(12) 建造物工事のための民間・法人又は外部に支払う設計・工事管理費</p> <p>(13) 建造物工事のための建設関係のコンサルタント雇用費</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

エ 補助金予算

地方自治体が自ら行うのでなく、法律に基づき地方自治体が権限行使するための他団体への交付金のことと、以下のとおり規定されている。

【表 13：補助金予算種別】

予算／部	種類
補助金予算	<p>(1) 地方自治体補助金</p> <p>(2) 行政機関補助金</p> <p>(3) 民間補助金（地域の団体、村委員会、村ボランティア等）</p> <p>(4) 公益事業補助金（赤十字、協会、基金等）</p>

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

オ その他歳出予算

どの歳出予算の形態にも当てはまらない歳出のことで、以下のとおり規定されている。

【表 14：その他歳出予算種別】

予算／部	種別
その他歳出予算	その他歳出（研究、調査するための賃金等）

出典（内務省規定「地方自治体の年度歳出予算の歳入歳出科目の形態と分類」）

第3節 地方自治体の歳入

1 概要

タイの地方自治体の歳入科目は先に述べたとおり、自主徴収歳入、分配税、補助金、その他歳入の4つの大科目があるが、実際に「その他歳入」はほとんどなく、タイで歳入分析を行う際には、一般的に、残る3つの科目をその内容から以下のとおり大きく4つに分けている。

ここでは、地方自治体の行政サービスを提供するための基礎となるそれぞれの収入について述べる。

地方自治体自らが徴収できる自主徴収歳入は、下表16及び17のとおり、予算上はその構成比が2016年度以降10～15%程度（決算では10%未満）であり、自主財源比率が低く政府からの分配税及び補助金への依存度が高い。

【表 15：歳入区分】

①自主徴収歳入	自治体自ら徴収する税金や手数料等 ・税収分：土地・建物税、土地開発税、看板税（商業目的の看板から徴収できる税）、と殺税等 ・税外収入分：手数料、許可料、料金、財産収入、事業収入等
②分配税（政府徴収分）	自治体の代わりに中央政府が徴収する税 ・事業税、付加価値税、酒税、物品税、賭博税
③分配税（地方分与税）	中央政府が徴収して、その一部分を地方自治体に分配 ・自動車車両税等
④補助金	政府からの補助金 ・一般補助金と特別補助金

【表 16：地方自治体の項目別歳入予算額推移】

(単位：百万バーツ, %)

年度	自主徴収 歳入	分配税 (政府徴 収分)	分配税 (地方分 与税)	政府から の補助金	地方自治 体歳入計	自主徴収 歳入 の割合
2011	38,746	148,109	70,500	173,950	431,305	8.98
2012	46,530	175,457	86,900	221,092	529,979	8.78
2013	50,282	187,988	97,900	236,500	572,670	8.78
2014	56,306	203,819	109,000	253,500	622,625	9.04
2015	61,458	218,222	109,000	257,670	646,350	9.51
2016	70,000	218,940	109,000	258,298	656,238	10.67
2017	112,000	218,800	109,000	246,092	685,892	16.33
2018	112,000	229,900	115,000	263,922	720,822	15.53

【表 17：地方自治体の項目別歳入決算額推移】

(単位：百万バーツ, %)

年度	自主 徴収歳入	分配税 (政府 徴収分)	分配税 (地方 分与税)	政府から の補助金	地方自治 体歳入計	自主徴収 歳入 の割合
2011	40,605	136,204	68,716	165,735	411,260	9.87
2012	43,745	146,251	76,160	215,148	481,304	9.09
2013	48,327	164,762	101,147	221,133	535,369	9.03
2014	52,490	162,887	96,131	224,238	535,746	9.80
2015	56,701	176,140	98,680	259,788	591,309	9.59
2016	58,116	176,636	102,368	246,746	583,866	9.95

2 自主徴収歳入

地方自治体自らが徴収し歳入となる主な科目は下表 18 のとおりである。

【表 18：自主徴収歳入の詳細】

税目	根拠法	内 容
土地・建物税	土地・建物法 (1932 年)	建物及びそれに付属する土地に課す財産税。所有者が自ら居住等する場合は対象とならず、賃貸しているものみが対象となることが特徴。税率は年間賃借料の 12.5%。王室や公用、公共の用に供されている政府の土地、病院や学校、宗教施設等は課税対象外。県自治体を除く全ての自治体が課税

		権を有する。
土地開発税	土地開発税法(1965年)	<p>地方開発税は、土地の価値に課され、税率は年0.25%から0.95%まで様々。税額は、土地の所在する地域ごとに、4年毎に地方当局が査定した額の中間値をもって算定される。課税対象となる資産には、土地、山地、水地が含まれる。また、個人が自己の居住目的に使用している宅地に対しては、課税対象となる広大地として指定されていない限り、地方開発税が免除される。</p> <p>非課税分を超える耕作地に対しては、法定税率の半分の税率が適用され、遊休地に対しては法定税率の2倍の税率が適用される。県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。</p>
看板税	看板税法(1967年)	<p>広告又は商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられる。看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさ、記載されている言語によって異なる。タイ語で記載されている看板については、500 cm²につき3バーツ、タイ語と外国語が併用されている場合は500 cm²につき20バーツ、外国語のみの場合は500 cm²につき40バーツが課せられる（ただし、税額が200バーツ未満の場合の納税額は200バーツ）。県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。</p>
と殺税	と殺及び獸肉販売管理条例(1992年)	と殺から生じる利益（と殺場手数料、家畜小屋手数料、と殺場・家畜小屋設置及びと殺許可証手数料、許可証代理手数料等を含む）に対する課税で、県自治体を除く全ての自治体が課税権を有する。
ツバメの巣税	ツバメの巣税法(1997年)	課税対象は巣の数量ではなく、ツバメの巣を採取できる利権者に対して、年間の利権料として徴収。県自治体で税額を算定でき、税額の算出基礎については、総量や採取量に応じるなど様々。対象となるツバメの巣は自然発生したもののみで養殖によるものは対象外とされる。県自治体のみが課税権を有し、9団体で徴収。なお、税収について、300万バーツ以上となった場合には、超えた額の6割を県内の自治体へ交付することとされている（交付を受けた自治体の歳入計上科目

		は、あくまで「自主徴収歳入」)。
たばこ販売による県自治体維持税	バンコク都行政組織法(1985年)、県自治体法(1997年)	バンコク都及び県自治体は、条例に基づきタバコ販売店よりタバコ1巻当たり10サタン(100サタン=1バーツ)以下を徴収することができる。
石油・ガス販売による県自治体維持税		バンコク都及び県自治体は各種ガソリンの販売店より1リットル当たり10サタン以下まで徴収することができる。各自治体により付加的に10サタン以上徴収することもできる。

3 分配税（政府徴収分及び地方分与税）

分配税の主な科目は下表19のとおりである。

【表19：分配税の詳細】

税目	根拠法	内 容
付加価値税(VAT)	歳入法のほか、地方分権手続法(1999年)及び各地方自治体法(バンコク都行政組織法(1985年)、パッタヤ市行政組織法(1999年)、県自治体法(1997年))に規定	付加価値税(VAT)の制度は1992年に導入。VATは日本の消費税に相当し、タイ国内における物品の販売やサービスの提供及び輸入に対して課税される。VATの負担者は最終消費者であるが、企業に納税義務があるため、予め税務署で納税者登録を行う必要がある。 物品やサービスの提供を継続的に行う事業者で、年間180万バーツの収入がある者はVATの納税義務がある。 政府が徴収する税率に地方自治体分を上乗せして徴収し、地方へは人口割合により分配されている。 税率は7%で、地方自治体(市町自治体(テッサバン)、タムボン自治体(オボトー))へ0.7%、6.3%が国に分配される。さらに国に分配された6.3%のうち地方分与税として5%に当たる0.315%が国から県自治体へ分配され、残る5.985%が国の歳入(内務省(DLA))の財源となり、それが補助金の原資として地方自治体へ交付される。最終的に付加価値税全体の30%程度が地方へ分配されるようになっている。 なお、2016年10月1日より10%となる予定であったが、税率の引き上げは見送られている(引き上げ時期は未定)。

特定事業税		<p>金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VATと並行して代替税が課されることになった。税額は総収入に固定税率を乗じて算定される。</p> <p>政府が徴収する税率に地方自治体分を上乗せして徴収し（国：地方=10：1）、地方へは人口割合により分配されている。</p> <p>また、国歳入分については補助金の原資として地方自治体へ交付される。最終的に特定事業税全体の30%程度が地方へ分配されるようになっている。</p> <p>【対象事業と税率】</p> <p>商業銀行、金融・証券、不動産販売：3.3%</p> <p>生命保険、質屋：2.75%</p>
酒税・ぜいたく税（物品税）	地方分権手続き法（1999年）、物品税法（1984年）及び酒税配分法（1984年）	国産品か輸入品かに関わらず、ある特定の物品の販売に対して課される。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じる。対象品目は自動車、バイク、ボート、バッテリー、エアコン、酒等があり、それぞれ税率が設定されており、地方税はそれぞれ30%を上乗せして徴収し、地方へは人口割合により分配されている。
自動車車両税	車両法（1935年）、自動車法（1979年）、陸上運輸法（1979年）	<p>交通運輸省陸上運輸局が地方自治体のために徴収している。年1回の車両登録更新時に納税されるもの。税率については、排気量により累進（～600CCまでは1CC当たり0.5バーツ、1,800CCまでは同1.5バーツ、1,800CC以上は4バーツ）する。例えば2,997CCの排気量の車の場合には $(600 \times 0.5) + \{(1,800 - 600) \times 1.5\} + \{(2,997 - 1,800) \times 4\text{バーツ}\} = 6,888\text{バーツ}$を年1回払うこととなる。</p> <p>地方自治体への分配については、自動車の登録台数が最も多いバンコク都に50%を分配している。また、残る50%を車両登録台数及び道路延長に応じて県自治体（テッサバン）及び市自治体（オボチヨー）へ分配することとされているが、道路延長に関して正確なデータがないため、実際には人口に応じた分配がなされている。</p>

4 補助金

補助金については、1997 年の憲法改正による地方分権の推進を受け、2002 年に

内務省自治振興局（DLA）が創設されるなどした省庁再編に合わせて、地方自治体への補助金は原則、内務省自治振興局（DLA）を通して配分されるようになった。それまでは補助金対象項目に関連する省庁より交付されていたため、大きな変革となった。この点、日本と大きく異なる点である。内務省自治振興局（DLA）が地方自治体への補助金を一括して配分することにより、申請手続が簡素化されただけでなく、補助金が適正に、政府の施策又は方針に沿った使用となっているかの管理、監督も効率的に行えるようになるなど、政府・地方自治体双方にとって大きな効果が出ている。

2018 年度予算における地方自治体への補助金については、図 5 のとおり、2,639 億バーツ余で、自治体種別毎では、バンコク特別都が 209 億バーツ、パッタヤ特別市が 18 億バーツ、その他地方自治体が 2,413 億バーツである。また、その他地方自治体へ交付される補助金は交付元が内務省、首相府、環境省に分かれているが、前述のとおり内務省からの交付金が 99% を占めている。

さらに内務省からの補助金は一般補助金、特別補助金に分けられ、一般補助金は高齢者福祉や学校給食等を対象としたもので、特別補助金は特別なプロジェクト、例えば地方自治体が中央政府から分権で移譲された道路の補修、村の水道工事、水のポンプ等の修理等が対象となっている。

一般補助金の算定基礎は人口や高齢者数、障害者数、エイズ患者数等対象事業における対象者数となっている。また、特別補助金については、対象事業の実施の有無に基づいて交付される。

補助金については、首相府にある地方分権委員会が、対象事業、補助額等を決め、その通りに政府が内務省自治振興局（DLA）を通して各地方自治体へ分配することとされているが、調査時点では、内務省自治振興局（DLA）が決定した予算に対して地方分権委員会が承認するという手続きを探っており、政府の権限が未だに強いことがうかがえる。

特別補助金について、地方自治体からは政府の権限で承認、管理監督できるため交付基準を設けて交付する仕組みを求める声も多い。

【図5 2018年度予算におけるタイの地方自治体への補助金（単位：百万バーツ）】



※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

出典（首相府地方分権委員会資料）

第4節 バンコク都財政

1 予算編成スケジュール

バンコク都の予算編成スケジュールは下表 20 のとおりである。第3章第1節の2において、タイの地方自治体の一般的なスケジュールについて述べたところであるが、バンコク都においては、予算編成前に行うこととされている住民代表と行うヒアリングについては、バンコク都議会が住民代表であるとし、別途には行っていない。また、事業部ごとに定期的に関係団体や住民代表等との会議は行っており、こうした場での議論を予算に盛り込むことで、ヒアリングの代替としている。

また、議会での予算審査で予算の減額（削減）もあり、その場合にはその分の財源は余剰金として扱われ、首脳部が再配分することとされている。

【表 20：バンコク都における予算編成スケジュール】

11月	バンコク都予算局にて予算編成スケジュール作成
1月	各部門が予算局へ予算書を提出
～5月	予算局にて査定 →職員により構成される「年間歳出予算申請書検討委員会」にて審査 →投資予算のみバンコク都副知事査定 →都知事査定
6月	予算局で予算案として議案「バンコク都予算規定（案）」を作成 →都知事へ上申→承認後、署名
7月	都議会へ予算案の提出、審議 →都議会議員及び職員（少数）により構成される特別委員会が設置され予算案に関して審査 →特別委員会の下に小委員会も設置され、バンコク都内各地区を回り住民からのヒアリングを行う
8月	都議会にて予算案可決→成立
9月	勅令として都知事署名のうえ、公布
10月1日	新年度予算執行

2 歳入

バンコク都は 1985 年のバンコク都行政組織法により特別行政区に指定されている。同法では、安全、建築物、住居登録、環境衛生、防災、都市計画、交通、輸出、市場等 28 の権限が規定されている。これらに基づくもので、法律の定めにより新たな手数料を創設することができるとされており、調査時点（2017 年 12 月時点）で、排水処理手数料を検討していた。

このほか、自主徴収財源として「ホテル宿泊に関する県自治体維持手数料」があ

る。これについては県自治体同様バンコク都も徴収することが可能であり、個々の判断に任されているが、調査時点（2017年12月時点）ではバンコク都も含め、徴収している自治体はない。

3 歳入歳出予算

バンコク都の2016年度歳入歳出予算は、以下のとおりである。

【表21：バンコク都2016年度歳入予算】（単位：百万バーツ）

自主徴収歳入	14,189
税金	12,133
地方開発税	130
建物及び土地税	11,200
看板税	800
と殺税	3
手数料、罰金、許可料	1,100
資産収入	900
分配税	54,800
付加価値税	24,500
自動車・車両税及び手数料	11,800
酒税	1,080
賭博税	40
物品税	2,800
権利及び法律行為に関する税等	11,350
特定事業税	3,230
補助金	1,011
その他歳入	56
合　計	70,000

【表22：バンコク都2016年度歳出予算】（単位：百万バーツ）

中央歳出予算	9,228
事業計画予算	60,772
合　計	70,000

第4章 税制

1 概要

タイの税制については、大きく「国税」、「地方税」に分かれており、その中でさらに「直接税」と「間接税」に分かれている。

ほとんどが国税であり、主要な税目は、国税である個人所得税、法人所得税、日本の消費税に相当する付加価値税（VAT）の3種類である。この他に国税としては特定事業税や石油所得税、印紙税、物品税等がある。

地方税としては土地家屋税・土地開発税等がある。

また、地方税は、地方の土地局が管轄する土地家屋税、地方開発税及び看板税があるが、それらの歳入に占める割合は少なくなっている。

直接税とは、税金を納める「納稅義務者」と、税金を実際に負担する者が同じである税金をいい、タイにおいては個人所得税、法人所得税等がこれに該当する。

また、間接税は、直接税と異なり、納める人と実際に負担する人が異なる税金をいい、付加価値税、物品税等が該当する。

タイには、日本における区域内に住居や事務所を有する個人及び法人に課税する住民税に相当する税がないことが大きな特徴といえる。

本章では、タイの税制について紹介する。なお、前章の地方財政制度で紹介した地方税及び国税の一部については、本章では省略する。

2 税法体系

タイにおける税法については、日本の国税のように税目単位で本法、施行令、施行規則、通達といった体系は整っておらず、歳入法（税法に相当）が所得税（法人・個人）、付加価値税、特定事業税、印紙税についての一般法となっており、日本でいう国税通則法、国税徵収法、法人税法、所得税法、消費税法、印紙税法等を含んでいる。さらに歳入法の特別規定として、歳入法が定める課税の減免を定める事を主な目的とした内閣により発行される勅令(Royal Decree)、歳入法の規定の細則を定めた財務省令(Ministerial Regulation)及び財務省告示(Ministerial Notification)、歳入法により委任された事項について定める歳入局長官告示(Notification of the Director General of Revenue)及び歳入局規則(Departmental Regulation)、租税委員会への不服申立て案件について委員会が示した公式見解である租税委員会公式見解(Board of Taxation's Rulings)があり、これらは法令として国民に対する強制力を持っている。

このほか、法令ではなく納税者に対する直接の強制力はないが、税務行政執行のガイドラインとして、歳入局通達(Departmental Instruction)、歳入局告示(Departmental Notification)があり、重要な解釈上の指針となっている。

3 税務行政

(1) 組織

国税について、税務行政に関する組織としては、財務省内に税制全般の企画・立案を行う財政政策局（Fiscal policy office）、執行を担当する歳入局（Revenue Department）、賛沢税局（Excise Department）、関税局（Customs Department）がある。

歳入局は所得税や付加価値税等の主要税目を管轄しており、国税収入の70%～80%を担う中心的な組織となっている。

賛沢税局については賛沢税として自動車やバイク、バッテリー、エアコン、石油燃料等の嗜好品やエンターテイメントに物品消費税を課し、徴収している。課税対象品目には酒やタバコ等の特に政府が規制を要する物品もある。品目毎に税率が定められており、自動車については二酸化炭素排出量により定められている。

関税局については、輸入税及び輸入による付加価値税を歳入局に代わって徴収している。

納税に当たっては、全国に歳入局の出先機関があり、法人税や所得税の支払いをすることができるようになっている。

このほか、地方税については、建物・土地税等があり、それぞれの地方自治体により徴収されている。

(2) 申告

歳入法では、税に係る調査官に査定権限を与え納税告知書により通知する旨が定められているため、賦課課税制度と考えられるが、実際の運営は個人、法人ともに自主申告制度となっている。申告書が提出されると、各地域税務署で入力処理の上、歳入局電算処理業務部プロセッシングセンターにデータが集約される。集約されたデータは歳入局内外へ共有されていく。こうした電子申告の制度は早い時期から導入されており、その利用度は非常に高い状況にある。これは、タイ政府による早期還付や申告期限延長等の積極的な利用促進策によるものと考えられる。

(3) 納税者管理

個人については身分証明証番号、法人については会社の登記番号が納税者番号として利用されている。以前は、納税者は歳入局へ登録を行い、納税者番号登録証書（IDカード）を受けることが義務付けられていたが、個人納税者番号については2006年2月、法人納税者番号については、2013年1月に廃止されている。

なお、非居住者・外国法人については従来どおり、歳入局へ登録しTAX IDカードを取得する必要がある。これらの納税者番号を基に、商業発展局や社会保障事務所等の政府機関とデータを共有し、様々な納税者サービスの充実が図られている。

(4) 税の收受及び徵収事務

税金の收受に関しては、国税・地方税共に電子申告を通じてのオンライン納付(e-payment)や、ATMやインターネットバンキングによる納税が主流となっている。また、クレジットカードによる納付も可能であり、特に「Tax Smart Card」と呼ばれる納税専用クレジットカードの利用が推奨されている。

(5) 税の滞納対策

税の滞納対策については、調査時点では①罰金、②経済活動の制限（土地取引等を認めない）といった対策が取られている。日本のように財産の差し押さえや強制執行等は国税であっても認められていない。タイでは滞納対策の強化に関して差し押さえ等の強制力に関する議論はなされていないのが現状である。

先にも触れたように、タイの地方公務員には全て公務員倫理が浸透しているとは言い難く、現場職員に税の徵収を広く行わせ、現金を扱えるようにする体制整備にまで至っていないのが現状である。

4 国税

ここでは国税の主なものについて概観する。なお、付加価値税及び特定事業税については、前節を参照されたい。

(1) 法人税

法人税率は、タイの歳入法では課税所得に対し原則 30%と規定されている。しかし、2012 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度については 23%、2013 年 1 月 1 日以降 2015 年 12 月 31 日までは同 20%とする軽減税率が適用された。また、2016 年 3 月に法人税率が引き下げられ、2016 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度については、法人税率が原則恒久的に 20%となった。

申告納税は、中間申告として事業年度を 6 カ月経過した日から 60 日以内に年間推定課税所得を見積り、その法人税の半分相当又は中間見積り課税所得に基づく税額を半期納税申告書により申告・納税を行う。次に、決算日以降 150 日以内に確定申告を行い当該の税額を納付する。

課税対象はタイで事業活動を行う法人である。ここでいう法人とは、タイ国民商法典下で登記された外国企業の支店を含む株式会社、パートナーシップ、合弁企業体（ジョイントベンチャー）、営利事業を営む社団又は財団が対象とされ、外国政府やその代理機関による事業活動も法人として所得税の課税対象となる。

(2) 個人所得税

タイの個人所得税率は、歳入法では居住者がタイで得た所得に課税され、所得額に応じて 0 ~ 35% の累進課税と規定されている。税率については課税所得が年 150,000 バーツ以下の場合には免税となり、150,000 超 ~ 300,000 バーツで 5 %、

300,000 バーツ～500,000 バーツで 10% 等となっており、5,000,000 バーツ超で 35% となる。

課税年度は、暦年（1月1日より12月31日）であり、毎年の確定申告を翌年の3月までに、個人が行うこととされている。

また、タイにも、日本と同様に給与所得に対する個人所得税に関して、源泉徴収制度があり、法人は従業員に給与を支払う場合、所定の税金を天引きして支払う義務がある。なお、源泉徴収税額は所定の方法で年間の予想所得を計算し、それに対する個人所得税を算定し、その税額を給与の支払い回数で割って決定される。

なお、給与の支払者である法人は、給与の支払いが生じた月の翌月7日までに所定のフォームで申告・納税を行わなければならない。

各所得金額については、以下の経費控除額を控除し、それらを合計した「総所得金額」を算出する。その後さらに「総所得金額」から所得控除額を控除し、「課税所得」を算出する。

- ・ 経費控除額…給与所得控除(40%、60,000 バーツ上限)、著作権料所得控除(40%、60,000 バーツ上限)、賃貸所得控除(資産の種類に応じ 15%～30%)、それ以外の所得に係る経費控除(所得や事業の種類に応じ 30%～85%)
- ・ 所得控除額…定額控除(30,000 バーツ)、配偶者控除(30,000 バーツ)、子女控除(1子 15,000 バーツ、3人まで)、教育控除(1子 2,000 バーツ)、両親扶養控除(親1人当たり 30,000 バーツ)、障害者控除(1人当たり 60,000 バーツ)、生命保険料控除(上限 100,000 バーツ)、退職積立基金控除(上限 500,000 バーツ)、社会保険料控除(上限 9,000 バーツ)、住宅取得控除(借入金利息 100,000 バーツまで)、寄附金控除(所得の 10% 限度)

(3) 相続税

タイの税制で日本と大きく異なっていた点が、相続税がないことであったが、2015 年の歳入法の改正により、2016 年2月からこれまでなかった相続税がタイで新しく導入された。控除額は1億バーツで、税率は1億バーツ以上の資産を子や孫、直系尊属(親)が相続する場合には 5 %、それ以外が相続する場合には 10 % が課税される。

相続税の対象となる資産は、不動産やタイの有価証券取引法で定義された有価証券、相続人が引き出す権利を有していた預金等、登録自動車、その他王令で規定する資産とされている。

相続税の課税対象者は、タイ国籍を持つ者、タイ国内に、移民法に基づく住居を持つ外国人、タイ国内の財産を相続する外国人とされている。

(4) 贈与税

相続税の導入に伴い、贈与税も導入された。課税対象者は、タイ国内で贈与を受けた自然人、暦年のうち 180 日以上タイ国内に居住し、同暦年中に国外で受け取

った贈り物をタイ国内に持ち込んだ自然人とされている。

以下それぞれの場合において、一律 5 %の課税又は個人所得税（累進課税）に含めて課税のどちらかを納税者が選択することができるとされている。

- ・暦年中に、嫡子（養子を除く）が親から、贈与又は不動産の所有権若しくは占有権の無償譲渡を受けた場合、その 2,000 万バーツ超の部分。
- ・暦年中に、直系尊属・卑属、配偶者から、生活支援もしくは贈り物を得た場合、その 2,000 万バーツ超の部分。
- ・暦年中に、直系尊属・卑属、配偶者以外の者から、道徳的な生活支援又は式典や慣習や伝統等に基づく行事等で贈り物を得た場合、その 1,000 万バーツ超の部分。

5 地方税

地方税の詳細については、第 3 節を参照されたい。

また、地方自治体が法律に定めのない税目を創設することについては、事前に中央省庁と協議を行った上で、法律により定めることで可能である。現時点ではこうした地方自治体独自の税金はなく、政府との協議も難航するのが現状のようである。

6 加算税及び延滞税

個人・法人所得税及び付加価値税についてのみ加算税及び延滞税が定められており、率は下表 23 のとおりである。減免率とは、脱税の意図がなく調査への協力が良好な場合に限り認められる減免後の加算税率である。

なお、納税期限までに納税しなかった場合には、1 か月につき 1.5% の延滞税が課される。

【表 23：税率】

		原則税率	減免率
個人所得税	過小申告	100%	50%
	無申告	200%	100%
法人所得税	過小申告	100～200%	50～100%
	無申告	200%	100%以下

7 地方自治体への税源移譲

地方分権委員会では、地方自治体の歳入増に向けた計画策定の議論もされているところであるが、国が徴収する税金についての国と地方の配分割合の見直しの議論のみで、自ら徴収するべく権限移譲を求める議論がされていないのが現状である。

調査時点では地方自治体職員の徴税能力、現金管理に関する責任能力等に課題が残るため、税源移譲については長期的な検討課題とされている。

具体的には付加価値税について、税率 7 % のうちの 10 分の 1 が地方へ配分されることとなっているが、この配分割合を増やす要望が多い。さらに、地方自治体から

は、現在 100% 国の歳入となる所得税について、地方へ分配するよう強い要望も出ている。

地方自治体が自立して運営されるためには、自主財源の確保が重要であり、そのために税源の移譲は必要不可欠である。前述のとおり、地方自治体の自主財源比率は非常に低いことから、今後の地方分権の進展に注目したい。

現在、タイ国内では所得格差是正の気運も高まっており、相続税や贈与税を始めとした資産税の導入もこうした議論を背景としている。

このほか、地方自治体の自主徴収歳入である建物・土地税についても十分に徴収できていない部分もあり、税収増のために徴収努力を怠らないことが求められる。また、賃料評価についても評価額が低いまま未更新されていない状況も多々あり、課題も山積している。

タイ国政府においても所得格差是正是重要施策の一つとして位置付けており、今後の動向に注視する必要がある。

【注釈】

- ¹ 戒厳令法（1914年制定）に基づき、国内外からの危険を排除し、治安を維持するため必要な事由がある時、戒厳令適用を布告し、王国の一部分又は全土に、全ての条項又は一部の条項若しくはいずれかの条項の一部分を適用する又は要件を付して適用し、戒厳令と矛盾相反する法令又は法規定は適用を中止し戒厳令を適用するもの。戒厳令の下では、国軍が治安維持に関する全権を掌握する一方、治安維持に係る分野を除き、政府は平常通りの機能を維持するもの。
- ² 軍によるクーデターにより旧憲法（2007年憲法）が廃止され、国家平和秩序維持評議会（NCPO）が暫定憲法を発布。また、立法議会も廃止され、新たに設置された一院制の「国家立法議会」が上下両院の役割を果たす立法機関の役割を担っている。
- ³ 商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする場合には、入国に際してビザを取得する必要がない（在留期間は15日。ICAO標準のIC旅券を所持する者に限る。）。ただし、日本で報酬を受ける活動に従事する場合又は短期滞在の期間（90日）を超えて滞在する場合にはビザを取得する必要がある。
- ⁴ 901,525人（出典：日本政府観光局）
- ⁵ 駿河生まれ。17世紀初め、シャムに渡り首都アユタヤの日本人町の頭領となり、内戦を治め国王の信を得て重臣となった人物。
- ⁶ タクシン氏は、軍によるクーデターで失脚後、国有地の取得をめぐり国家汚職防止法違反罪で起訴され、公判中の2008年8月に国外に逃亡。同年10月に禁錮2年の実刑判決を受けているところ。
- ⁷ 「非常事態における行政に関する勅令」。国王の名において発布された後、国会で承認されることを条件として、首相に強大な権限を与えるものとして、タクシン政権下の2005年7月に制定されたもの（法的拘束力を持つ）。3ヶ月間の时限立法であり、その後、3ヶ月間の延長措置を繰り返すことで施行が続いていた。
- 2005年非常事態令は、第5条で「非常事態宣言の対象となる地域は、状況に応じ、王国全土又は特定の地域若しくは地方とする」と定めており、今回、サマック首相がその適用範囲にバンコク首都圏全域を指定。同令第9条で非常事態における首相の権限として以下の6項目が定められているが、今回の発令では第1項目以外の5項目が適用された。
- ①当該地域からの移動の禁止（今回は適用されず）、②集会の禁止、③報道の規制及び通信の制限、④交通の規制、⑤建物の使用禁止、当該地域への移動・滞在の禁止、⑥強制的避難及び退去の命令。
- ⁸ サマック首相の料理番組出演が、首相の副業禁止を規定する旧憲法（2007年憲法）第276条に反するとした違憲判決。この結果、サマック首相は自動的に首相資格を失った。
- ⁹ 2007年5月、軍政下で、憲法裁判所が、選挙違反によって不当に国家権力奪取を企てたという理由でタイ愛国党を解党し、同党の役員111名に5年間の政治職追放処分を下している。
- ¹⁰ 憲法裁判所は、一連の人事が「親族の利益のために人事に介入した」であるとし、私的利益による公務員人事への介入を禁じた憲法に反すると判断。ただし、2013年12月の解散から「選挙管理内閣」となっていた当時の政権は、職務を継続すべきだとして、

政府が不在の状態は避けられた。

¹¹ 政治活動の禁止、集会禁止、言論報道統制、逮捕状なしでの身柄拘束、不敬罪や安全保障に関する市民を対象とした軍法会議による裁判等を規定した戒厳令法が適用される。

¹² 世界銀行に基準によると 2014 年時点の一人当たり GNI (Gross National Income : 国民総所得) 4,125 ドル超 12,735 ドル以下が高位中所得国。

¹³ 仏暦 2517 年（西暦 1974 年）憲法第 25 条に、「皇位の継承は、仏暦 2467 年（西暦 1924 年）の王位継承に関する王室典範に従い、国民議会の承認により、これを行うものとする。皇子がいないときには、国民議会は、皇女による継承を承認することができる」と規定。

¹⁴ 2017 年新憲法第 130 条に規定。次に掲げる法律。

- (1)下院議員選挙に関する憲法関連法律
- (2)上院議員選挙に関する憲法関連法律
- (3)選挙委員会に関する憲法関連法律
- (4)政党に関する憲法関連法律
- (5)国家査察官（注釈：オンブズマン）に関する憲法関連法律
- (6)汚職防止取締に関する憲法関連法律
- (7)国家会計検査に関する憲法関連法律
- (8)憲法裁判所審理手続に関する憲法関連法律
- (9)政治色者刑事訴訟審理手続に関する憲法関連法律
- (10)国家人権委員会に関する憲法関連法律

¹⁵ 2014 年暫定憲法第 44 条。2017 年新憲法では、最後の条文である第 279 条に、2014 年暫定憲法で保障された全ての事項は、合憲及び合法である旨が記載されている。

《参考》2014 年暫定憲法第 44 条（国家平和秩序維持評議会議長の絶対権限）

諸分野での改革、国民の団結と和解のため又は治安維持若しくは国家安全保障、王位、国家経済、公務を破壊する行為があれば、それが国内、国外で生じたものであるかどうかを問わず、それを防止、制止、掃討のために必要と判断すれば、国家平和秩序維持評議会議長は国家平和秩序維持評議会の承認を以て制圧又は何らかの行為をなす。ここにその行為が立法上、行政上、司法上の効力を有するかどうかを問わず、その命令、行為、当該命令の遵守は法律及び憲法に従つたもので、究極的なものとする（対抗できない）。ここに当該実施があった時は速やかに国家立法議会議長と首相に報告する。

¹⁶ 2017 年新憲法第 83 条

¹⁷ 行政優位の法運用体制が執られた大陸法系（フランスやドイツ）では、司法裁判所とは系統を異にする別個の行政裁判所が設置され、そこで行政事件を扱い、行政内部での監督統制が重視されている。

一方、伝統的なコモン・ローによる法の支配の確立を重視する英米法系では、行政に関する事件も通常の司法裁判所の裁判権に服し、司法権の優越が制度的に保障されている。

【参考文献】

1 書籍・論文・報告書等

- ・ クレアレポート 160 号『タイの地方行政制度－地方の行政を中心に－』財団法人自治体国際化協会（1998 年）
- ・ 『Thailand's Constitution of 2007』 National Assembly of the Republic of Armenia (2007 年)
- ・ 『2007 年タイ王国憲法』 JETRO バンコクセンター（2007 年）
- ・ 『タイの立法過程とその変容』小泉慎也 JETRO アジア経済研究所(2010 年)
- ・ 『アジアで広がる司法化』小泉慎也 JETRO アジア経済研究所 (2013 年)
- ・ 『仏歎 2557 年暫定憲法』 JETRO バンコク事務所 (2014 年)
- ・ 『タイ国税務小冊子 2014 年』 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited 稅務・法務統括パートナー (2014 年)
- ・ 『タイ経済の基礎知識』若松勇・助川成也 JETRO (2015 年)
- ・ 『物語 タイの歴史』柿崎一郎 中公新書 (2016 年)
- ・ 『Annual Judicial Statistics, Thailand A.D. 2016』 Court of Justice Thailand (2017 年)
- ・ 『Constitution of the Kingdom of Thailand B.E. 2560』 ConstitutionNet (2017 年)
- ・ 『タイ国情報 特別号 仏歎 2560 年（西暦 2017 年）タイ王国憲法』公益財團法人日本タイ協会（2017 年）

2 Web site

- ・ タイ内務省地方行政局 Web ページ
http://www.moi.go.th/portal/page?_pageid=814,1036627,814_1036653&_dad=_portal&_schema=PORTAL
- ・ タイ財務省 Web ページ
<http://www.mof.go.th/home/index.php>
- ・ タイ地方分権委員会 Web ページ
<http://www.opm.go.th/opmportal/index.asp?pageid=1556&parent=1232&directory=11083&pagename=viewbranch1>
- ・ King Prajadhipok's Institute Web ページ
<http://kpi.ac.th>
- ・ バンコク都 Web ページ
<http://www.bangkok.go.th/main/>
- ・ 在東京タイ王国大使館 Web ページ
http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com_content&view=article&id=86&Itemid=208
- ・ JETRO Web ページ
https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/basic_01.html
- ・ タイ国政府観光庁 Web ページ
<https://www.thailandtravel.or.jp/>
- ・ 公益財團法人 国際労働財團 Web ページ
http://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/AsiaInfos/view/19
- ・ タイ司法裁判所 Web ページ

<http://www.coj.go.th/en/>

【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

元所長補佐 新居 賢児

元所長補佐 新海 俊介

【監修】

元所長 橋本 憲次郎

所長 天利 和紀

調査役 山谷 公男

調査役 田中 里沙